

小平市障がい者福祉計画

平成 20 年 3 月

小 平 市

目 次

第1章	計画策定にあたっての基本的な考え方	53
1	計画策定の背景	53
2	計画策定の目的	55
3	計画の位置づけ	55
4	計画の期間	56
5	計画策定の体制	56
6	次期計画について	56
第2章	障がい者の現状	59
1	障がい者の現状	59
2	障がい者施策の現状	69
第3章	基本理念、施策の体系	76
1	基本理念	76
2	施策の柱	79
3	施策の体系	81
第4章	重点的に取り組むべき課題	82
1	重点課題	82
2	重点施策	84
第5章	施策の方向と展開	85
1	障がい者への理解促進	85
2	生活支援の推進	89
3	生活環境の整備	102
4	教育・発達支援の充実	105
5	雇用・就労の拡大	109
6	保健・医療の充実	112
7	情報提供とコミュニケーション支援の充実	114
第6章	計画の推進に向けて	118
1	計画推進体制の整備	118
2	市民・関係団体との協働と当事者参加の推進	118
3	進行管理と点検・評価	118
4	小平市障がい者地域自立支援協議会（仮称）の設置	118
5	福祉人材の育成	119
6	広域連携と国・都への要望	119

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 障がい者福祉をめぐる動き

①国際的な動き

国際的な人権意識の向上により、平成18年(2006年)12月の第61回国際連合総会において障害者権利条約が採択されました。世界各国では、障害者権利条約への署名・批准が進んでいます。わが国においても同条約に署名し、今後、国内法の見直しが行われる予定です。平成19年(2007年)9月に開催された障害者インターナショナル(DPI)世界会議(注1)では、「私たちの条約、私たちの権利、そしてすべての人のために」をテーマに条約の実行に向けた大会宣言が採択されました。

②措置制度から支援費制度へ

平成12年(2000年)6月に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われました。『社会福祉基礎構造改革』と呼ばれるこの改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年(2003年)4月より行政がサービスを決定する「措置制度」から、障がい者が自らサービスを選択する「支援費制度」へと移行しました。

③障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16年(2004年)6月には障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また市区町村には、障がい者のための基本的な計画(市町村障害者計画)を策定することが義務づけられました。

平成17年(2005年)4月には発達障害者支援法が施行され、これまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい(注2)児・者に対する支援が法的に明確化されました。

●(注1) 障害者インターナショナル(DPI)世界会議

障害者インターナショナル(DPI)は昭和56年(1981年)の国際障害者年を機に障害の種別を越えて当事者が集まった国際NGOです。本部はカナダのウィニペグにあり、150カ国以上に加盟団体があります。DPI日本会議(昭和61年・1986年発足)はその一つです。世界会議は4年に1度開催しています。(参考：DPI日本会議ホームページほか)

(注2) 発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。言語発達の遅れやコミュニケーション障がいなどを伴うことがありますが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい(LD)や、注意力・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、障がいのある能力やその程度は非常に様々です。(参考：日本発達障害ネットワークホームページほか)

④障害者自立支援法の施行

平成 18 年（2006 年）4 月には障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に入ることになりました。同法の主な特徴としては、(i)障害福祉サービスの一元化、(ii)市区町村が実施主体に、(iii)利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、(iv)就労支援の強化、(v)手続き・基準の透明化・明確化等が挙げられます。

(2) 小平市の取り組み

①障がい者施策の歩み

小平市は平成 5 年（1993 年）6 月に『小平市地域保健福祉計画』を策定し、障がい者施策を含む地域保健福祉施策の総合的な推進を図りました。平成 15 年（2003 年）3 月には同計画の期間終了を受けて、『小平市新地域保健福祉計画』が策定されています。また平成 18 年（2006 年）4 月の障害者自立支援法施行に伴い、平成 19 年（2007 年）3 月には『小平市障害福祉計画』が策定されました。同計画では平成 23 年度（2011 年度）を目標年度として各サービスごとに数値目標を設定し、施策の推進が図られています。

②福祉のまちづくり

平成 7 年度（1995 年度）より平成 11 年度（1999 年度）までの 5 か年間、小平市は東京都福祉のまちづくりモデル地区の指定を受け、小平駅や花小金井駅の周辺整備が急速に進められました。平成 9 年（1997 年）3 月には『小平市福祉のまちづくり条例』が制定されています。平成 12 年（2000 年）9 月には『小平市福祉のまちづくり推進計画』が策定され、歩道・施設のバリアフリー化（注）や啓発活動等が推進されてきました。また、平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間を期間とする新たな計画が地域保健福祉計画として策定されます。

（注）バリアフリー化

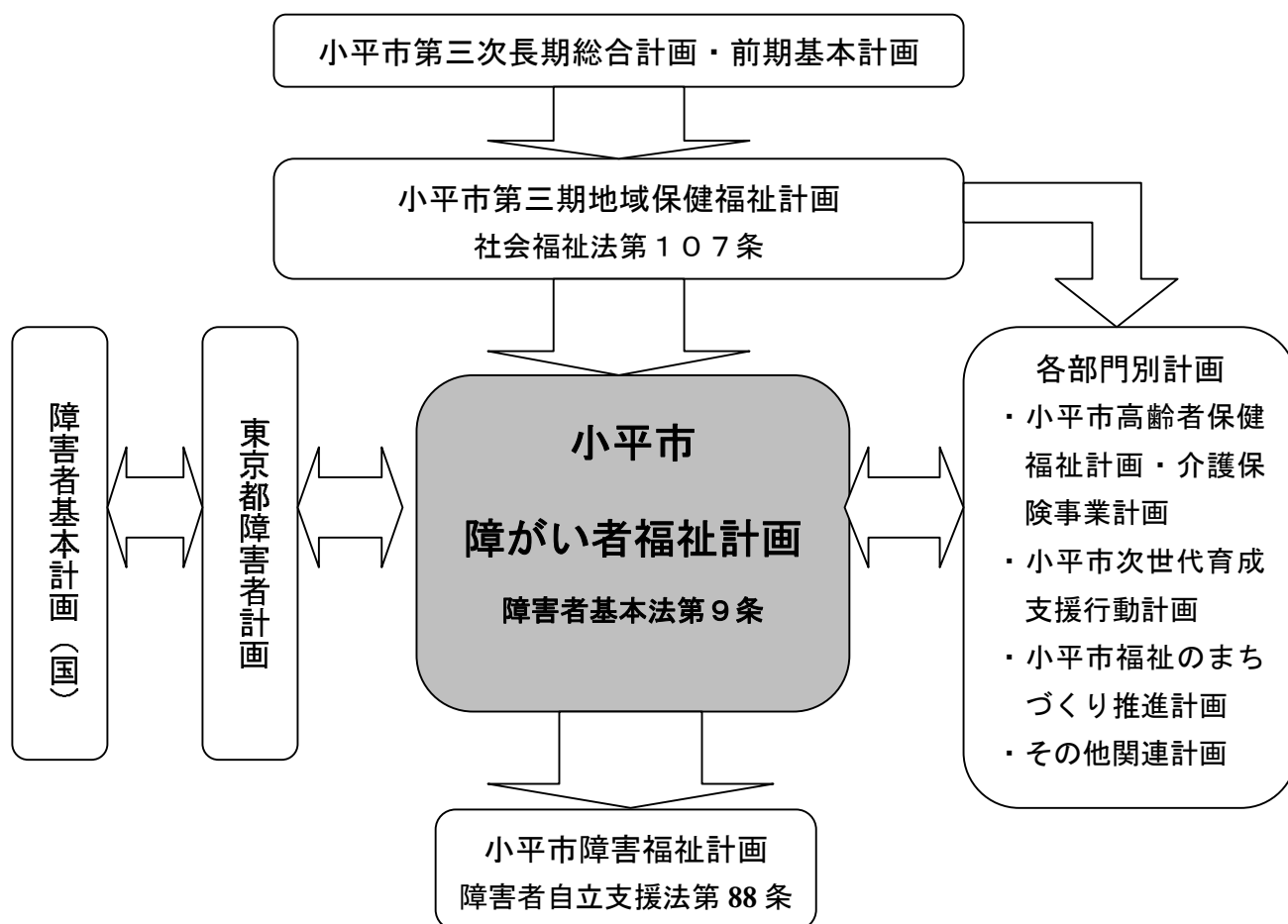
公共の建築物や交通機関、道路、住宅などについて、障がい者をはじめ高齢者や妊産婦、けがをしている方などの利用に配慮して、生活上の障壁（バリア）を取り除くことを言います。具体的には歩道・通路の段差の解消や十分な幅員の確保、エレベーターの設置、点字ブロックや音声信号機の設置などがあります。最近ではこのような『物理的バリアフリー化』だけでなく、あらゆる分野で障がい者等の生活上の障壁を取り除くことが必要とされており、資格の取得制限等に関する『制度的バリアフリー化』や、障がいのある人とない人の間で心理的な障壁をなくしていく『心のバリアフリー化』、情報面での障壁をなくしていく『情報バリアフリー化』なども重視されています。（参考：『社会福祉用語辞典』ほか）

2 計画策定の目的

障がい者福祉計画を含む『小平市新地域保健福祉計画』（平成 15 年・2003 年 3 月）が平成 19 年度（2007 年度）で期間終了となるため、平成 20 年度（2008 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの 4 年間を期間とする新たな小平市障がい者福祉計画を策定します。本計画は、前計画策定後に生じた障がい者に関する制度の改正と社会情勢の変化をふまえ、障がい者の自立と完全参加の実現のために、障がい者施策を一層推進させることを目的としています。

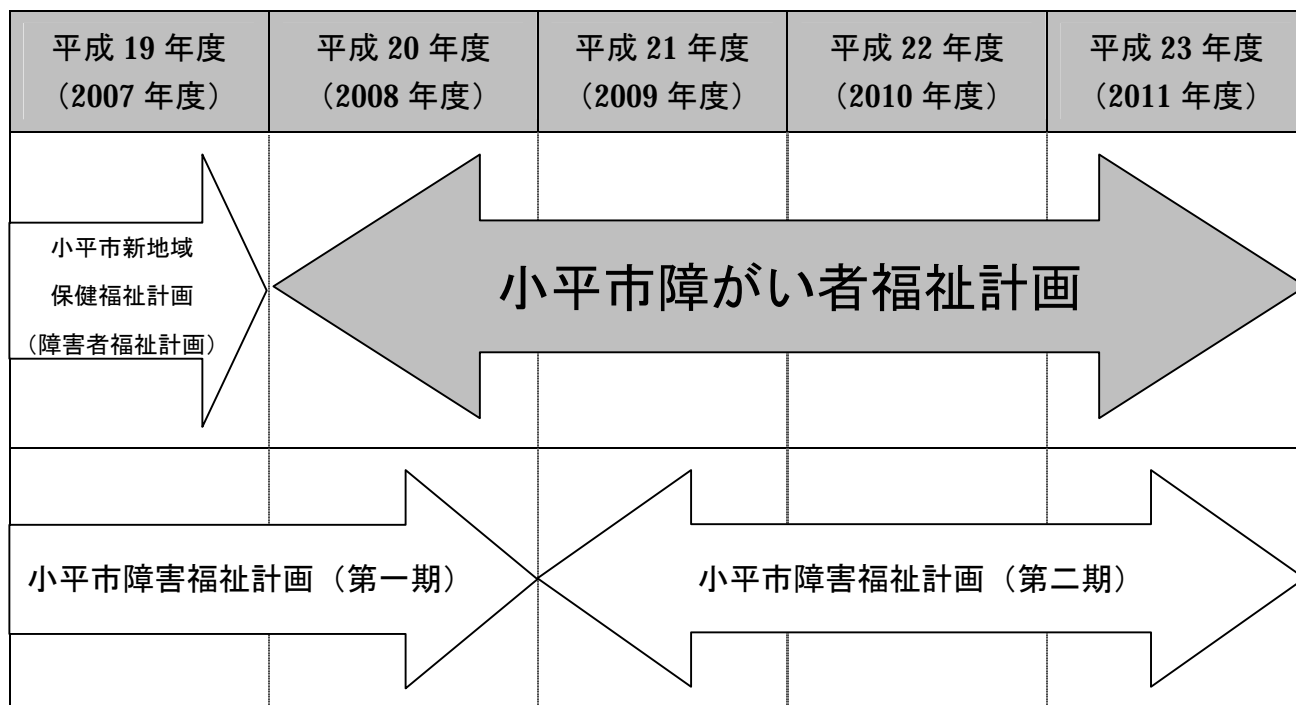
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づき、国の『障害者基本計画』や東京都の『東京都障害者計画』との連携を考慮して策定されます。また『小平市第三次長期総合計画・前期基本計画』の部門別計画として、『小平市第三期地域保健福祉計画』、『小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』、『小平市次世代育成支援行動計画』、『小平市福祉のまちづくり推進計画』等、関係する他の計画と調和・連携する形で策定されます。また先行して策定された実施計画である『小平市障害福祉計画』との整合性にも留意します。



4 計画の期間

本計画の期間は平成 20 年度（2008 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの 4 年間です。



5 計画策定の体制

本計画の策定に際して、平成 18 年（2006 年）12 月から平成 19 年（2007 年）1 月にかけて、障がい者の方（手帳所持者）を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。また、障がい者団体、障がい者福祉関係団体、一般市民等が参加した検討委員会を開催し、計画案の検討を行いました。また計画案公表後、市民懇談会を開催するとともに、意見募集（パブリックコメント）を実施して、市民の声を計画に反映しました。

6 次期計画について（平成 24 年度（2012 年度）以降）

本計画の終了する平成 23 年度（2011 年度）末には、本計画の実施計画となる障害福祉計画（第二期）も終了します。次期計画では、障害者基本法に基づく本計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体として計画を策定していきます。

○障がい者の範囲について

障がいの定義については、近年国際的に、本人の機能に着目した医療モデルから、環境との相互作用を重視する社会モデルへの転換が進んでいます。平成 13 年（2001 年）に発表された『国際生活機能分類（ICF）』は、障がいを①健康状態、②生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）、③背景因子（環境因子、個人因子）の三層の相互作用として捉えています。

日本での動向を見ると、障害者基本法第 2 条では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています。小平市の障がい者施策も、これまでは基本的に身体障がい・知的障がい・精神障がいの、いわゆる三障がいのある人を対象として推進されてきました。しかし近年、発達障がいや高次脳機能障がい（注1）、難病（注2）等がある人の中で、三障がいに該当しない人への支援をどうするかが大きな問題となっています。

このため国では、障害者自立支援法施行後 3 年をめどに、障がい者の範囲を検討することになっています。また、障害者自立支援法に対する衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成 17 年・2005 年 7 月）や参議院厚生労働委員会の附帯決議（同年 10 月）では、「1 附則第 3 条第 1 項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと」となっています。

本計画でも障がい者の範囲について、今後の法整備等の状況を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。また市の姿勢として、手帳の有無に関わらず障がいのある方を支援していきます。

（注 1）高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいです。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともあります。（参考：東京都リハビリテーション協議会ホームページほか）

（注 2）難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい支障をもたらす慢性疾患の総称です。厚生労働省は「特定疾患」として 123 の難病を指定しており、うち 45 の疾患は医療費の公費負担助成の対象となっています。（参考：難病情報センターホームページほか）

○「自立」の概念について

「自立」という言葉の概念については様々な見解や解釈があり、今日まで広く受け入れられている統一的な定義は定着していません。本計画では、身辺的援助や経済的援助を受けているかなど、他者からの援助を必要とするか否かで判断するのではなく、自分の生き方を自らの意思で決め、具体的な生活の様式や内容を自己選択・自己決定しつつ、社会の一員として生活していく人格的自立を「自立」の概念としています。

○「障害者」の「害」表記について

小平市では、心のバリアフリーを推進するために、広報誌など市で使う「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者の現状

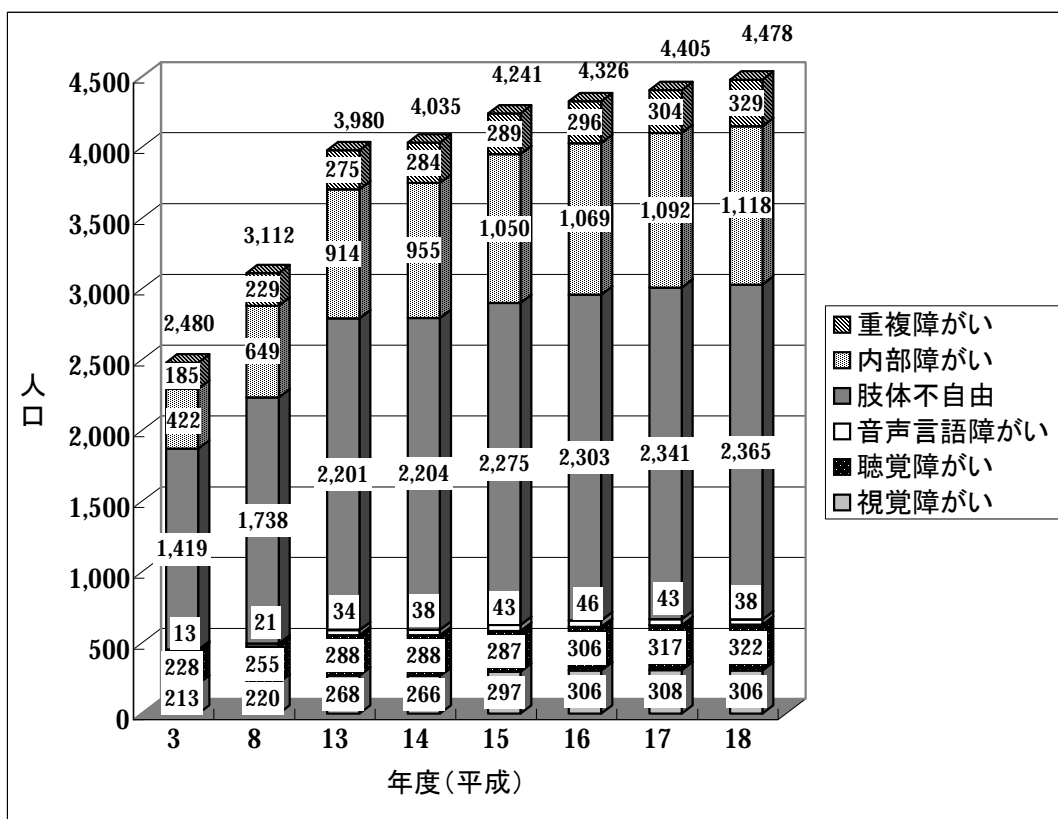
1 障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移

① 身体障がい者人口の推移

小平市の身体障害者手帳所持者は、平成3年度（1991年度）には2480人でしたが、その後少しずつ増加し、平成18年度（2006年度）には4478人に達しており、15年間で約1.8倍に増加しています。障がいの種類別で見ると、音声・言語障がいと内部障がいでは2倍以上の増加率を示しています。

図1-1 身体障害者手帳所持者数の推移



(注1) 手帳所持者数は各年度末時点の数値です。(以下同じ)

(注2) 障がいのある人の中には手帳を所持していない人もかなりいるため、障がいのある人の数は実際には手帳所持者数より多くなります。手帳を持たない人の実態把握については、今後の課題となります。(以下同じ)

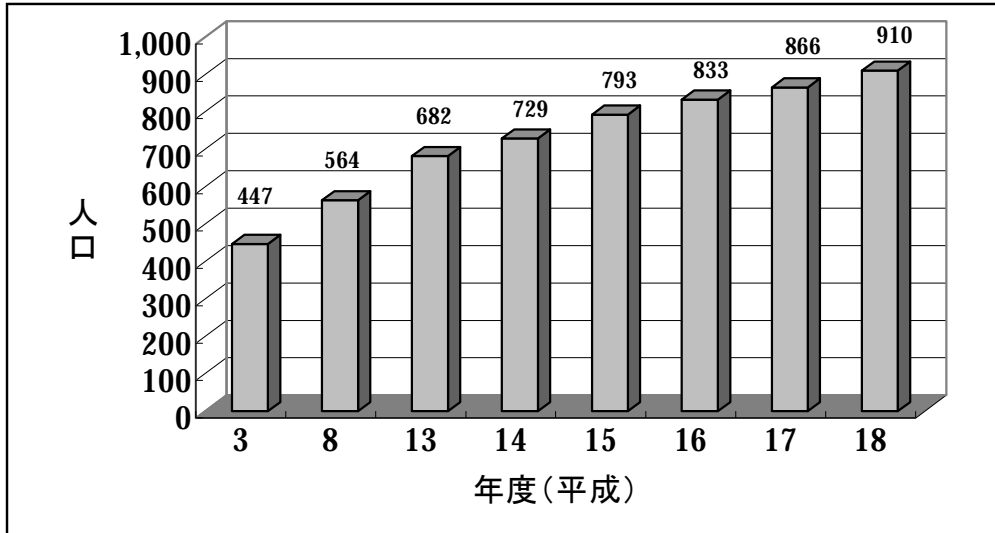
表1-1 障がいの種類別の増加率(平成3年度を1.00とした場合の平成18年度の増加率)

全体	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	重複障がい
1.81	1.44	1.41	2.92	1.67	2.65	1.78

②知的障がい者人口の推移

小平市の愛の手帳所持者数は、平成3年度（1991年度）には447人でしたが、その後増加を続け、平成18年度（2006年度）には910人に達しており、この15年間で約2倍に増加しています。

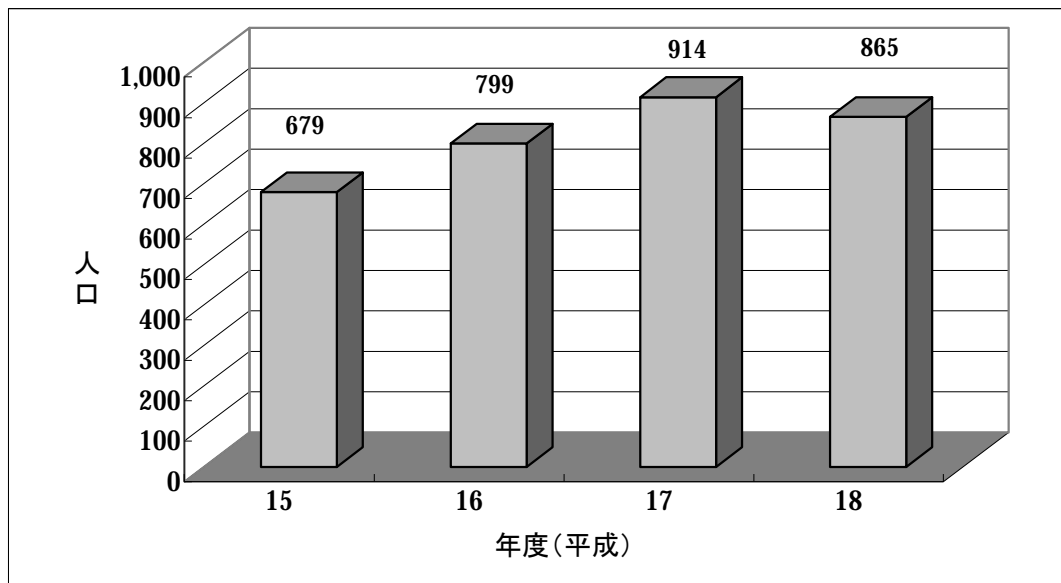
図1-2 愛の手帳所持者数の推移



③精神障がい者人口の推移

小平市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度（2003年度）には679人でしたが、平成16年度（2004年度）には799人、平成17年度（2005年度）には914人と増加し、平成18年度（2006年度）には865人となっています。

図1-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注1) 精神障害者保健福祉手帳は有効期限が2年間のため、当該年度と前年度の交付数の合計を、所持者数と見なしています。

(2) アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたって、小平市では障がい者の生活実態を把握するために、平成 18 年 (2006 年) 12 月から平成 19 年 (2007 年) 1 月にかけて、小平市にお住まいの、「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方を主たる対象者として、アンケート調査を実施しました。以下に掲げましたのは、『障害者福祉計画策定に係る実態調査結果報告書』(平成 19 年・2007 年 3 月) より抜粋した、調査結果の概要です。

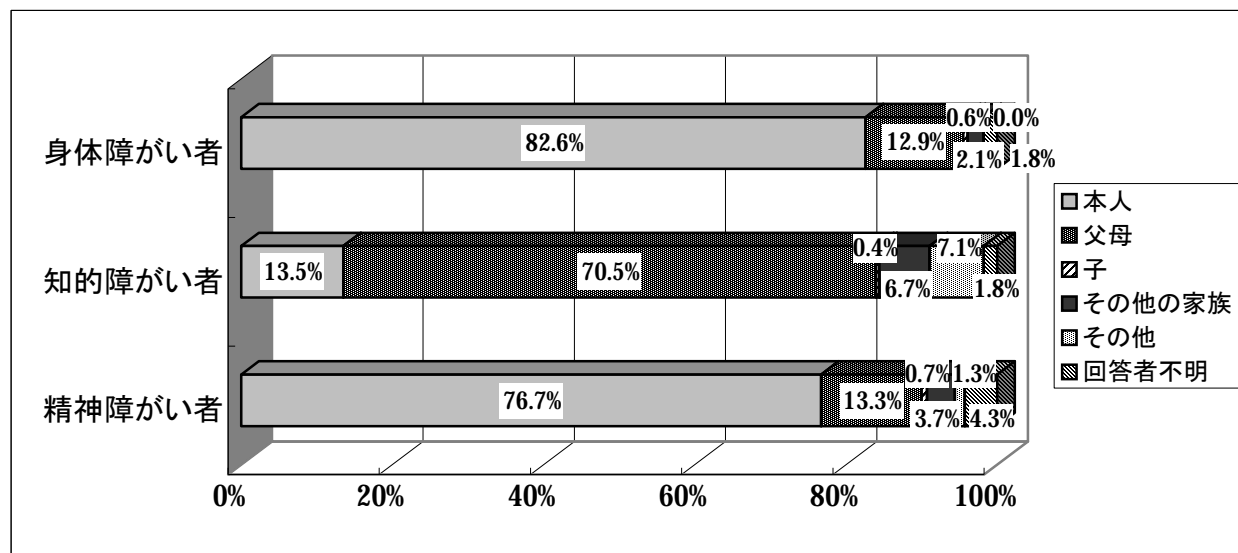
①調査票の配布と回収について

今回の調査では、三障がいの手帳所持者のうち 5878 人の方に調査票を配布し、3353 人の方から回答をいただきました。回収率は全体で 57.0%となっています。

	手帳所持者数	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	4,478 人	4,480	2,408	53.8%
知的障がい者	910 人	745	472	63.4%
精神障がい者	865 人	653	473	72.4%
計		5,878	3,353	57.0%

②調査票の回答者

今回の調査に回答していただいた方の内訳は次のようになっています。身体障がいのある方や精神障がいのある方では、本人が回答した方が 8 割前後と多くなっています。知的障がいのある方では、父母が回答した方が約 7 割と多く、本人が回答した方は 1 割あまりとなっています。(身体障がい者については、65 歳未満の方のデータとなっています)



③基本事項について

(i) 身体障がい者

回答者の性別は、男性が**49.3%**、女性が**47.5%**でした。年齢では**65歳以上**の人の割合が**61.8%**と多くなっており、前回調査の**56.2%**と比べて約**5ポイント**上昇しています。世帯構成は「家族・親族と同居」が**75.2%**と高く、単身者は**14.0%**でした。日中の主な活動場所は「自宅」と回答した人が**62.2%**、主な収入源は「年金」が**66.7%**で、それぞれ最も多くなっています。

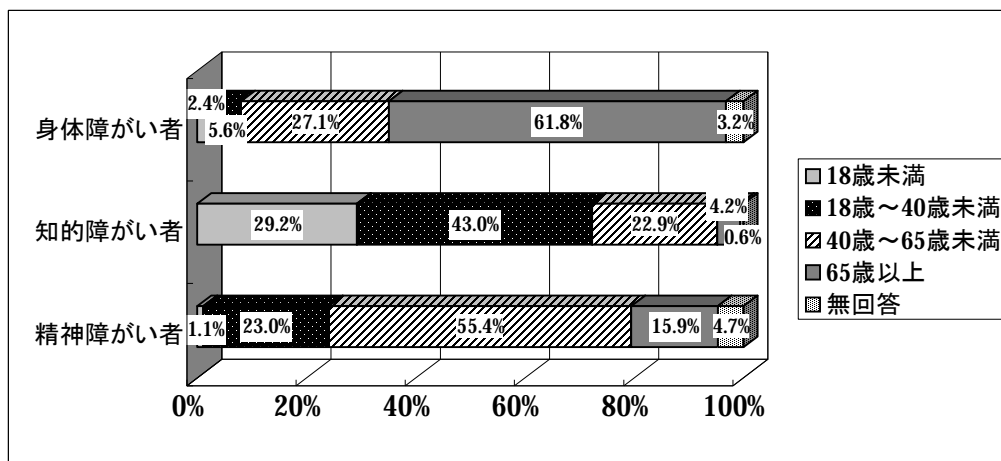
(ii) 知的障がい者

回答者の性別は、男性が**65.7%**、女性が**33.3%**でした。年齢では**18歳未満**が**29.2%**と、前回調査の**21.3%**と比べて約**8ポイント**上昇しています。世帯構成は「家族・親族と同居」が**74.6%**と高くなっています。日中活動の場では、「通所施設」が**29.9%**で最も多く、次いで「障がい児のための学校」が**16.5%**、「入所施設」が**15.9%**となっています。

(iii) 精神障がい者

回答者の性別は、男性が**52.4%**、女性が**43.3%**でした。年齢では**40歳から65歳未満**が**55.4%**と過半数を占めています。世帯構成では「家族・親族との同居」が**44.4%**、「施設等に入所」が**24.1%**の順で多く、単身者は**19.0%**と、前回調査の**30.8%**から**10ポイント**以上減少しています。

図2-1 年齢構成

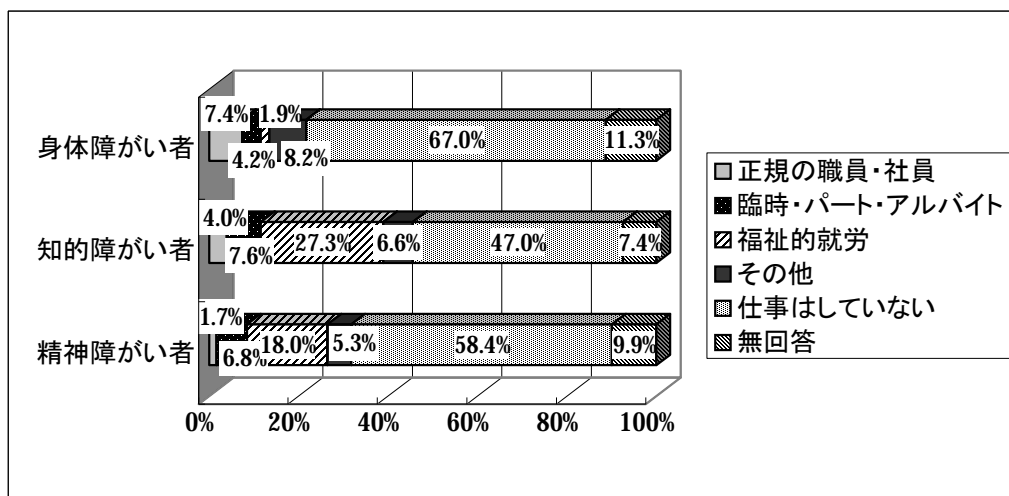


④就労について

就労している人の割合は、「福祉的就労」を含めると知的障がい者が **45.5%**と最も高く、次いで精神障がい者 (**31.8%**)、身体障がい者 (**21.7%**) の順になっています。就労形態で見ると、身体障がい者では「正規の職員・社員」が **7.4%**と最も高いのに対し、知的障がい者と精神障がい者では、「福祉的就労」が多くなっています。

働くのに必要な支援については、身体障がい者と精神障がい者では「就職の相談や仕事の紹介などの支援」が最も多くなっています。知的障がい者では、「職場体験や実習訓練の機会や場の拡充」が **35.6%**で最も多く、次いで「就職の相談や仕事の紹介などの支援」が **33.8%**、「ジョブコーチ (注) など就労定着の支援」が **30.2%**の順になっています。

図 2-2 障がい別に見た就労形態



.....

(注) ジョブコーチ (職場適応援助者)

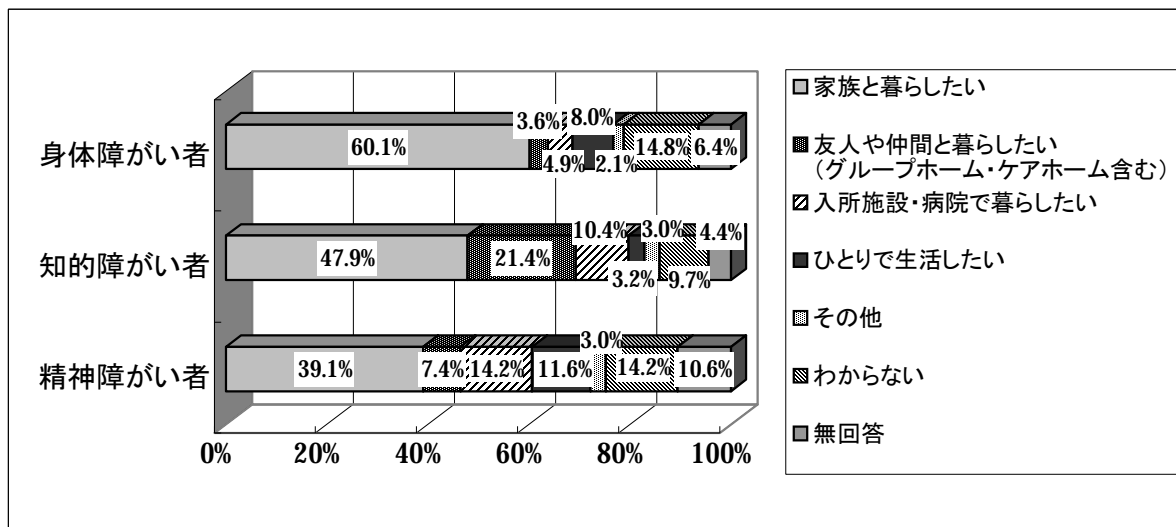
障がい者が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者、またはその制度を言います。障がい者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。ジョブコーチになるには、厚生労働省が指定する「職場適応援助者養成研修」を受講する必要があります。(参考：厚生労働省ホームページほか)

⑤住居について

現在の住居について聞いた結果では、身体障がい者は、「自分の持ち家」が **41.4%**、「家族（親族）の持ち家」が **19.6%**の順に多く、知的障がい者では「家族（親族）の持ち家」が **50.6%**と、持ち家に住んでいる人が過半数を占めています。精神障がい者では、「家族（親族）の持ち家」が **23.7%**、「入所施設」が **21.6%**、「民間賃貸アパート・マンション」が **17.3%**の順になっています。

5年後に希望する暮らし方については、三障がいとも「家族と暮らしたい」という回答が多く、身体障がい者では **60.1%**、知的障がい者では **47.9%**、精神障がい者では **39.1%**となっています。それ以外の回答では、知的障がい者で「友人や仲間と暮らしたい（グループホーム・ケアホームを含む）」が **21.4%**、「入所施設で暮らしたい」が **10.4%**という順で多くなっています。精神障がい者では、「入所施設や病院で暮らしたい」という人が **14.2%**、「一人で生活したい」と回答した人が **11.6%**という結果となっています。

図2-3 5年後に希望する暮らし方



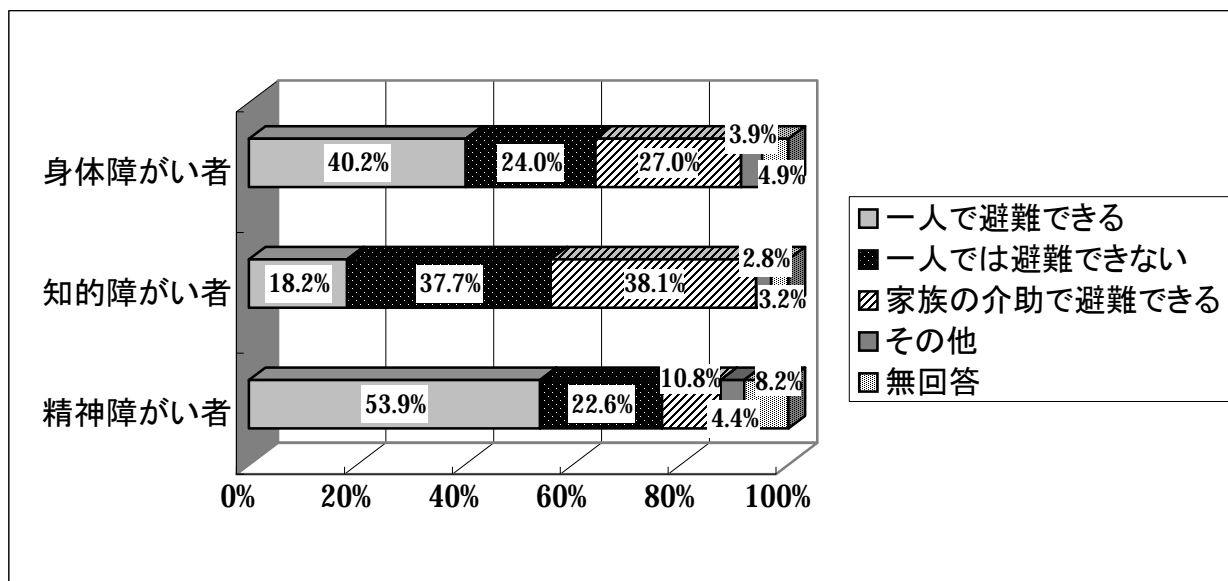
(注) この結果はアンケートの記入者を区別しないで集計したのですが、特に施設・病院での生活を希望する人の割合等に関しては、記入者が本人か代理の人かによって結果が異なる可能性があることに留意する必要があります。

⑥災害時対策について

災害時の避難について聞いた結果では、「ひとりで避難できる」と回答した人は、身体障がい者では **40.2%**、精神障がい者では **53.9%**であるのに対し、知的障がい者では **18.2%**と少ない結果となっています。反対に「ひとりでは避難できない」と回答した人は、身体障がい者では **24.0%**、精神障がい者では **22.6%**であるのに対し、知的障がい者では **37.7%**と多くなっています。

災害対策に希望することでは、「障がい者向けの避難場所の確保」と回答した人が、身体障がい者では **42.9%**、知的障がい者では **61.0%**、精神障がい者では **32.8%**であり、三障がい全てで最も高くなっています。

図 2-4 災害時の避難



⑦情報バリアフリー化について

福祉関連情報の入手先としては、身体障がい者では「都や市などの広報」が **58.0%** で最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞」が **33.1%** となっています。知的障がい者では「学校・職場・施設」が **47.5%**、「障がい者団体」が **32.6%**、精神障がい者では「病院・診療所」が **23.5%**、「テレビ・ラジオ・新聞」が **23.3%**、「学校・職場・施設」が **22.2%** という順で多く、障がいの種類によって特徴が見られます。

理解しやすい情報の入手のために必要なことについては、三障がい全てで「難しい言葉を使わずわかりやすく説明する」が **7~8割** に達しており、他の選択肢と比較しても非常に多くなっています。

表 2-1 福祉関連情報の入手先（各障がい上位 3 位まで）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1 位	都や市などの広報 (58.0%)	学校・職場・施設 (47.5%)	病院・診療所 (23.5%)
2 位	テレビ・ラジオ・新聞 (33.1%)	障がい者団体 (32.6%)	テレビ・ラジオ・新聞 (23.3%)
3 位	市や保健所の窓口 (13.0%)	都や市の広報 (28.4%)	学校・職場・施設 (22.2%)

⑧サービス利用の状況・意向について

(i) 身体障がい者

利用している障害福祉サービスについては、「タクシー利用料金補助」(28.9%)、「ガソリン費補助」(28.5%)、「補装具」(24.4%)の3項目が多くなっています。この3項目以外で、利用したいという人が多かったのは、「居宅介護」(21.3%)、「通所施設」(20.5%)でした。

充実させるべき制度やサービスについては、「年金や手当の充実」、「道路や公共施設などのバリアフリーの推進」、「足の利便を図るサービスの充実」、「医療費の軽減」、「身近な相談支援体制の充実」を希望する人が多くなっています。

表2-2 身体障がい者の障害福祉サービス利用状況・利用意向（上位5位まで）

	利用しているサービス	利用したいサービス
1位	タクシー利用料金補助 (28.9%)	タクシー利用料金補助 (36.9%)
2位	ガソリン費補助 (28.5%)	ガソリン費補助 (28.6%)
3位	補装具 (24.4%)	補装具 (24.8%)
4位	居宅介護 (13.6%)	居宅介護 (21.3%)
5位	日常生活用具 (12.7%)	通所施設 (20.5%)

(ii) 知的障がい者

利用している障害福祉サービスについては、「ガソリン費補助」(33.3%)が最も多くなっています。これ以外のサービスで、利用したいという人が特に多かったのは、「短期入所」(38.6%)、「外出支援」(37.5%)、「グループホーム・ケアホーム」(35.8%)でした。充実させるべき制度やサービスについては、「年金や手当の充実」や「グループホーム・ケアホームなどの増設」、「雇用機会・働く場の拡大と収入の確保」を希望する人が多くなっています。

表2-3 知的障がい者の障害福祉サービス利用状況・利用意向（上位5位まで）

	利用しているサービス	利用したいサービス
1位	ガソリン費補助 (33.3%)	短期入所 (38.6%)
2位	通所訓練 (成人) (19.5%)	ガソリン費補助 (37.7%)
3位	短期入所 (16.3%)	外出支援 (37.5%)
4位	外出支援 (16.1%) 入所施設 (16.1%)	グループホーム・ケアホーム (35.8%)
5位	—	通所訓練 (成人) (29.9%)

(iii) 精神障がい者

利用している障害福祉サービスについては、「自立支援医療」(32.6%)や「入所施設」(21.8%)が多くなっています。この2項目以外で利用したいという人が多かったのは、「相談支援」(23.3%)、「通所施設」(19.9%)、「通所訓練(成人)」(19.0%)でした。充実させるべき制度やサービスについては、「年金や手当の充実」や「身近な相談支援体制の充実」を希望する人が多くなっています。

表2-4 精神障がい者の障害福祉サービス利用状況・利用意向(上位5位まで)

	利用しているサービス	利用したいサービス
1位	自立支援医療(32.6%)	自立支援医療(24.5%)
2位	入所施設(21.8%)	相談支援(23.3%)
3位	相談支援(17.1%)	通所施設(19.9%)
4位	通所訓練(成人)(16.9%)	通所訓練(成人)(19.0%)
5位	通所施設(11.4%)	入所施設(17.5%)

⑨自由意見

(i) 身体障がい者の自由意見

身体障がい者の自由意見では、「地域や公共福祉サービスの情報がほしい」が26件と最も多く、次いで、「バリアフリーの道路にしてほしい」、「年金、手当、補助の増額等の経済的支援」がそれぞれ16件、「個々の障がい状況に合わせたきめ細かい支援サービスを続けていけるようにしてほしい」が15件という順になっています。

表2-5 身体障がい者の自由意見(10件以上を掲載)

	意見・要望	件数
1位	地域や公共福祉サービスの情報がほしい	26
2位	バリアフリーの道路にしてほしい	16
2位	年金、手当、補助の増額等の経済的支援	16
4位	個々の障がい状況に合わせたきめ細かい支援サービスを続けていけるようにしてほしい	15
5位	にじバスの経路を拡大してほしい	13
5位	窓口の対応が悪い	13
5位	医療費の負担軽減をしてほしい	13
8位	複数のタクシー券を1回に数枚利用できるようにしてほしい	12
8位	駅のバリアフリー化を進めてほしい	12
10位	リハビリを受けられるようにしてほしい	11

(ii) 知的障がい者の自由意見

知的障がい者の自由意見では、「グループホーム、ケアホーム、入所施設等を充実させてほしい」、「経済的負担の軽減」がそれぞれ **21** 件と最も多く、次いで「親亡き後も生活していけるようにしてほしい」が **19** 件、「作業所の増設や拡充」が **17** 件という順に多くなっています。

表 2-6 知的障がい者の自由意見（10 件以上を掲載）

	意見・要望	件数
1 位	グループホーム、ケアホーム、入所施設等を充実させてほしい	21
1 位	経済的負担の軽減	21
3 位	親亡き後も生活していけるようにしてほしい	19
4 位	作業所の増設や拡充	17
5 位	補装具や医療費負担が増えたので、所得制限をなくしてほしい	13
6 位	23 区内との大きな差を埋めてほしい	12
7 位	具体的なサービスの内容や利用方法をわかりやすくしてほしい	11

(iii) 精神障がい者の自由意見

精神障がい者の自由意見では、「これ以上負担を増やさないでほしい」が **7** 件と最も多く、次いで「障がい程度に応じた就労斡旋相談など、就労意欲を向上させる方策を考えてほしい」、「経済支援を強化してほしい」、「身体・知的に対し精神障がい者のサービスがわかりづらく、格差もあるので解消してほしい」、「障害者自立支援法の見直しや撤廃をしてほしい」がそれぞれ **6** 件となっています。

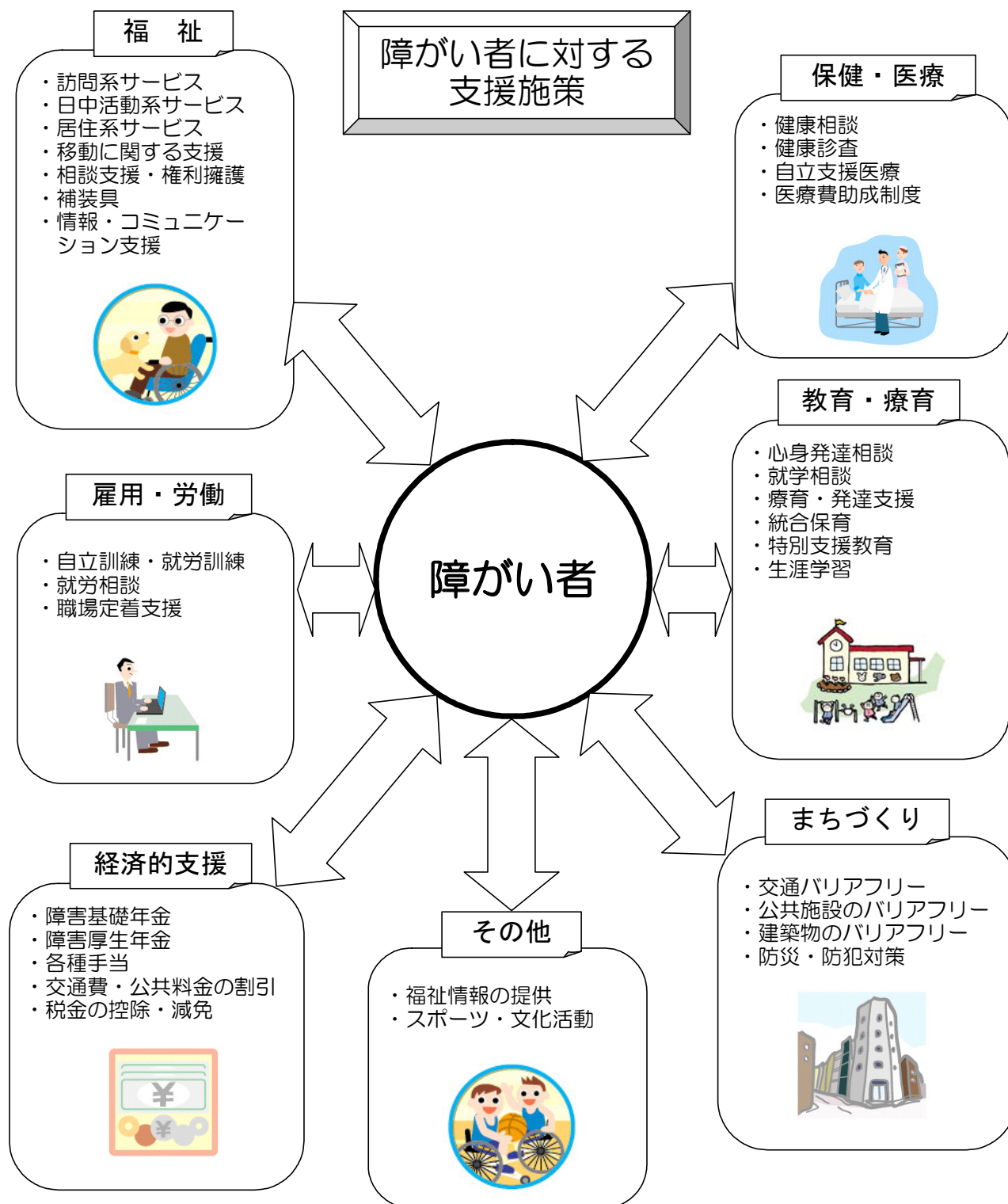
表 2-7 精神障がい者の自由意見（5 件以上を掲載）

	意見・要望	件数
1 位	これ以上負担を増やさないでほしい	7
2 位	障がい程度に応じた就労あっせん相談など、就労意欲を向上させる方策を考えてほしい	6
2 位	経済支援を強化してほしい	6
2 位	身体・知的に対し精神障がい者のサービスがわかりづらく、格差もあるので解消してほしい	6
2 位	障害者自立支援法の見直しや撤廃をしてほしい	6
6 位	アンケートはもっと簡単にわかりやすくしてほしい	5

2 障がい者施策の現状

(1) 障がい者に対する支援施策

障がい者に対する支援施策は、福祉を中心に、保健・医療や雇用・労働、教育、まちづくり等、行政の幅広い部門にわたって展開されています。



(2) 障がい者サービスの現状

以下の表は、小平市で実施されている障がい者サービスの平成18年度(2006年度)の実績を示したものです。平成18年度(2006年度)は支援費制度から自立支援制度への移行期にあたり、いくつかのサービスが平成18年(2006年)10月から新体系に移行したこともあって、以下の表でも従来の体系の実績と新体系の実績が混在しているサービスがあります。

①障がい者の手当

事業名	事業内容	平成18年度実績
①特別児童扶養手当【身体・知的障がい者】〔国〕	20歳未満で、おおむね1～3級の身体障がい(身体障害者手帳)、おおむね1～3度の知的障がい(愛の手帳)を有する児童を養育している人に支給しています。特児1は、おおむね1～2級の身体障がいおよび1～2度の知的障がいを言います。	特児1 受給者： 126人 月額： 50,750円 特児2 受給者： 54人 月額： 33,800円
②児童扶養手当【身体障がい者】〔国〕	父が重度の障がい者の状態(おおむね1～2級の身体障がい)である場合、18歳になった年度末日以前の児童(児童がおおむね1～3級の身体障がいおよび中度の知的障がいを有する場合は20歳未満)を監護している母、または養育者に対して支給しています。	支給人員： 1,691人 支給月額： 1人のとき 41,720円 ～9,850円 2人のとき 5,000円加算 3人目以降 3,000円加算 (左記以外の対象者を含む)
③児童育成手当(育成手当)【身体障がい者】〔都〕	父または母が重度の障がい者の状態(おおむね1～2級の身体障がい)である場合、18歳になった年度の末日以前の児童を扶養している保護者に対して支給しています。	延人員： 26,786人 月額： 13,500円
④児童育成手当(障害手当)【身体・知的障がい者】〔都〕	20歳未満で、1～2級の身体障がい、1～3度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童を扶養している保護者に対して支給しています。	延人員： 1,686人 月額： 15,500円
⑤小平市中心身障害児福祉手当【身体・知的障がい者】	20歳未満で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の児童を扶養している保護者に対して支給しています。	身障手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症 延人員： 356人 月額： 7,750円 身障手帳3・4級、愛の手帳4度 延人員： 799人 月額： 7,750/3,800円 特殊疾病 延人員： 51人 月額： 7,750/3,800円
⑥小平市中心身障害者福祉手当	20歳以上で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の方で、障がい者となった年齢が65歳未満の方に支給しています。	身障手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症 延人員： 20,699人 月額： 15,500/7,750円 身障手帳3・4級、愛の手帳4度 延人員： 14,634人 月額： 7,750/3,800円 特殊疾病 延人員： 4,712人 月額： 7,750/3,800円

⑦特別障害者手当	20歳以上で、おおむね1～2級、1～2度程度の障がい重複している方に支給しています。	延人員： 1,865人 月額： 26,440円
⑧障害児福祉手当	20歳未満で、おおむね1級程度、1度程度の障がいを有する方に支給しています。	延人員： 797人 月額： 14,380円
⑨経過的福祉手当	20歳以上で、昭和61年(1986年)3月末日現在福祉手当を受給していた人に支給しています。新規申請はできません。	延人員： 210人 月額： 14,380円

②在宅福祉サービス

事業名	事業内容	平成18年度実績
①補装具の交付と修理	平成18年(2006年)9月まで 日常生活を容易にするために、各種の補装具の交付と修理を行っています。所得税額等に応じて一定の自己負担がありますが、ストマ用装具、紙おむつについては、自己負担分を補助する制度があります。	公費分 児童： 358件 成人： 1,401件 合計： 1,759件 市補助分(自己負担金への補助) 児童： 180件 成人： 1,091件 合計： 1,271件
	平成18年(2006年)10月から 世帯の市民税所得割額が50万円以上の世帯は補助の対象外となりました。また対象者には、原則1割の自己負担があり、収入により自己負担の限度があります。	児童： 33件 成人： 100件 合計： 133件
②日常生活用具の給付【身体・知的障がい者】	平成18年(2006年)9月まで 日常生活を容易にするために、各種の日常生活用具の給付を行っています。各種目により給付限度額があり、世帯の所得税等の額に応じて自己負担があります。	公費分 児童： 19件 成人： 64件 合計： 83件
	平成18年(2006年)10月から 世帯の市民税所得割額が50万円以上の世帯は補助の対象外となりました。また対象者は、各種目により給付制限があり、原則1割の自己負担があります。収入により自己負担の限度があります。非課税世帯のストマ・紙おむつ給付は自己負担の補助制度があります。支給品目の変更がありました。	10月から(ストマ・紙おむつを含む) 公費分 児童： 24件 成人： 143件 合計： 167件 利用者負担金免除者 児童： 0件 成人： 12件 合計： 12件
③心身障害者ガソリン費補助【身体・知的障がい者】	在宅の心身障がい者・児の足として使用する自動車のガソリン費の税額分(1054円)を補助します。(1か月500円が限度です)対象者は上肢1～2級、下肢1～6級、体幹1・2・3・5級、視覚1～3級及び4級(1種)、聴覚1～3級、平衡3～5級、内部1・3・4級の身体障がい者と、愛の手帳1～4度の知的障がい者です。	対象者： 1,786人 延人員： 5,211人 (単価54円/ℓ)
④福祉タクシー利用料金補助【身体・知的障がい者】	在宅の心身障がい者・児がタクシーを利用したときその料金の一部を補助しています。ガソリン費補助との併給はできません。年度単位で利用券を1か月8枚交付しますが、人工透析を受けている身体障害者手帳1級の方には1か月16枚交付しています。補助額は1回の乗車につき基本料金が限度です。	対象者： 1,732人 延人員： 94,393人 発行枚数： 143,430枚

⑤福祉バス（リフト付）の運行	<p>下肢・体幹機能障がいのため車いすを使用しなければ歩行が困難な障がい者のために車いすのまま乗れる福祉バス「あおぞら1号」「あおぞら2号」「あおぞら3号」を運行しています。利用者に付添う方も乗車できます。費用は無料ですが有料道路や駐車料金は利用者負担となります。</p>	<p>運行台数： 3台 利用者： 2,796人 走行距離： 47,862km 月平均延利用者数： 233人 走行距離： 3,988km</p>
⑥心身障害者（児）居宅介護等支援費	<p>重度の障がいのため日常生活を営むことに支障のある障がい者がいる世帯で、その家族が介護を行うことが困難な状況にある場合にホームヘルプサービスを行い、食事や身の回りの世話、掃除などの日常生活の支援を行っています。利用者負担は、4月から1割（非課税世帯は原則3%）の負担があります。平成18年（2006年）3月分は支援費制度、平成18年（2006年）4月分から平成18年（2006年）9月分は自立支援法によるみなし指定、10月以降は自立支援法の完全実施のサービス体系となりました。</p>	<p>3月分から2月分 居宅介護（身体介護、家事援助、移動（外出）介護、日常生活支援） 延時間数： 79,408時間 10月から 重度訪問介護 延時間数： 29,728時間 行動援護 延時間数： 1,035時間 利用実人数： 248人</p>
⑦障害者移動支援事業	<p>平成18年（2006年）10月から障害者地域生活支援事業の移動支援として、視覚障がい者、全身性障がい者、精神障がい者、知的障がい者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出による移動を支援します。</p>	<p>利用実人数： 125人 延時間数： 6,237.5時間</p>
⑧手話通訳者の派遣	<p>聴覚障がい者及び言語障がい者に対して、健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者が必要な場合に、通訳者を派遣しています。費用は無料です。</p>	<p>延派遣回数： 309回</p>
⑨重度脳性まひ者介護人派遣	<p>20歳以上の1級の脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方に介護人を派遣し、屋外への手引きや同行、その他必要な用務を行います。1回の派遣は1日単位で月12回以内です。費用は無料です。</p>	<p>対象： 39人 介護延日数： 5,259日</p>
⑩心身障害児・者福祉訪問員	<p>介護が必要な心身障がい児・者のいる家庭に福祉訪問員を派遣し、介護や遊び相手を行っています。半日単位で月8日が限度です。費用は無料です。</p>	<p>対象： 57人 介護延日数： 4,558日</p>
⑪在宅心身障害児・者緊急一時保護	<p>緊急一時保護 原則、身体・知的・精神のいずれかの手帳を所持している方を介護している家族の緊急時に、市立障害者福祉センター・市立あおぞら福祉センターにおいての預かりを行います。 日帰りの一時保護は、平成18年（2006年）10月より障害者地域生活支援事業の日中一時支援事業へ移行しました。</p>	<p>障害者福祉センター 利用延回数： 133回 利用人数： 31人 あおぞら福祉センター 利用延回数： 79回 利用人数： 27人</p>
	<p>日中一時支援事業 原則、身体・知的・精神のいずれかの手帳を所持している方に活動の場を提供したり、介護している家族の緊急時や一時的な休息のため、日中、障がい者等の預かりを行います。</p>	<p>平成18年（2006年）10月から 実施場所は6ヶ所 利用延回数： 665回 利用人数： 72人</p>

⑫重度身体障害者等緊急通報システムの設置	18歳以上の重度身体障がい者で一人暮らしをしている人が、急な助けを必要としたときに、協力員・消防署の救助が得られる装置を設置しています。所得によって費用負担があります。	対象者： 2人
⑬重度心身障害者入浴サービス	通常の方法で、入浴が困難な65歳未満で、介護保険制度に該当しない重度心身障がい者に巡回入浴車を派遣し、(看護師1人、介護人2人)、組立式浴そうにより居室において入浴介護を行っています。実施回数は週1回です。家族の付添いが必要です。費用は無料です。	対象者： 33人 延人数： 1,156人
⑭重度身体障害者寝具乾燥	自力で寝具乾燥を行うことが困難な重度身体障がい者に対し、寝具乾燥車により寝具乾燥を行っています。ただし、家族に寝具乾燥のできる方がいる場合は対象外となります。	対象者： 2人 延回数： 24回
⑮重度身体障害者(児)住宅設備改善	65歳未満の在宅の重度身体障がい者(児)に対して、家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付しています。給付には限度があります。介護保険に該当する方は、介護保険制度が優先します。所得税の額等に応じて一部自己負担があります。所得税の額が396万円を超える世帯は、給付全額が自己負担となります。平成18年(2006年)10月より日常生活用具に統合されました。	公費負担分： 27件 市補助分 (自己負担への補助)なし

③日中活動の場(施設等)

事業名	事業内容	平成18年度実績
①障害者福祉センター	在宅の心身障がい者(児)の自立更生を促進するため各種の相談に応じ、また、軽作業、日常生活訓練を実施し、福祉の向上を図ることを目的とし、社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。	機能訓練：197日 延1,106人 生活実習訓練：238日 延3,457人 言語相談及び訓練：219日 延1,010人 心身障がい児通所訓練：233日 延4,759人 相談及び指導：119件(児童82件、成人37件) 緊急一時保護：日帰り68日 宿泊11日 日中一時支援：119日 (平成18年(2006年)10月から) (登録者数244人) 施設貸出：529団体 4,177人 見学者：37団体 101人 送迎バス：238日 54人 (延8,659人)

②あおぞら福祉センター	在宅の知的障がい者（児）の自立更生を促進するため各種の相談に応じ、また、軽作業、日常生活訓練を実施し、福祉の向上を図ることを目的とし、社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。	更生訓練：247日 延7,225人 機能訓練：197日 延1,136人 言語相談及び訓練： 239日 延1,371人 相談及び指導： 116件(児童80件、成人36件) 緊急一時保護： 日帰り114日 宿泊19日 日中一時支援：149日 (平成18年(2006年)10月から) (登録者数124人) 施設貸出：290団体 3,429人 見学者：29団体 140人 送迎バス：237日 56人 (延7,811人)
③心身障害者(児)通所訓練委託事業	在宅の重度知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方並びに小学校就学前の心身障がい児の方の療養訓練を緑成会整育園に委託し実施しています。	対象者：成人 12人 児童 7人
④心身障害者(児)通所訓練等事業運営費補助	心身障がい者(児)通所訓練事業及び通所授産施設事業を行う民間の団体に対し、運営費の一部を補助し、在宅心身障がい者の社会的自立・社会復帰の促進を図っています。	みんなの家'77 ゆうやけ子どもクラブ 障がい者活動センター春望 おだまき あしたば作業所 あさやけ鷹の台作業所 あかしあ工房 小平みどり作業所 あすなろの家 リズム工房 小平第2みどり作業所 ゆうやけ第2子どもクラブ
⑤精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助	精神障害者共同作業所通所訓練事業等を行う民間団体に対し、運営費の一部を補助し、在宅精神障がい者の社会復帰の促進を図っています。	あさやけ第三作業所 福祉工場エバーグリーン 食事サービスセンターなごみ クラブハウスはばたき

④精神障がい者の施策

事業名	事業内容	平成18年度実績
①精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰と自立や社会参加の促進を図ることを目的に、精神障がいを持つ方が一定の障がいにあることを証明する手帳の申請書受理事務を行います。有効期間は2年です。	交付数：427件 うち1級：85件、2級：210件 3級：82件
②通院医療費公費負担等	精神障がい者に対して適正な医療を普及するために通院医療費を公費負担(90%)する自立支援医療(精神通院)の申請書受理事務を行います。また、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費助成制度(10%)も同様に行います。有効期間は1年です。	申請状況 自立支援医療費(精神通院)： 1,234件 通院医療費助成： 40件
③小児精神障害者入院医療費助成	児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与することを目的に、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減する制度の申請書受理事務を行います。	申請数：13件 うち新規認定：6人 更新：2件、再開：5件

④精神障害者都営交通無料乗車券発行	精神障害者保健福祉手帳所持者に交付されます。発行手数料が必要です。	発行枚数： 44 枚 うち再発行： 1 枚
⑤精神障害者居宅生活支援事業等の利用に関する相談助言、あっせん調整	精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。(事業の一部を精神障がい者地域生活支援センターに委託しています)	相談実人数： 490 人 うち市障害者福祉課： 178 人 地域生活支援センター： 312 人 相談延人数： 1,095 人 うち市障害者福祉課： 334 人 地域生活支援センター： 761 人
⑥精神保健福祉相談（一般相談）	精神障がい者の療養や生活に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。事業の一部を、精神障がい者地域生活支援センターに委託しています。	相談実人数： 824 人 うち市障害者福祉課： 214 人 地域生活支援センター： 610 人 相談延人数： 10,784 人 うち市障害者福祉課： 544 人 地域生活支援センター： 10,240 人



第3章 基本理念、施策の体系

1 基本理念

(1) 国の基本理念

国は障害者基本法の中で、「障害者個人の尊厳の尊重」、「あらゆる分野の活動への参加」、「障害を理由とする差別の禁止」の3点を基本的理念に掲げています。また、障害者自立支援法では、「自己決定と自己選択の尊重」、「市町村を実施主体とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」、「地域生活への移行と就労支援の推進」を主要な方針としています。

障害者基本法の基本的理念

- 1 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

障害者自立支援法の主要な方針

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

(2) 東京都の基本理念

東京都は、『東京都障害者計画』の中で、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「障害者が当たり前で働ける社会の実現」、「すべての都民がともに暮らす地域社会の実現」の3項目を基本理念としています。

東京都障害者計画の基本理念

- 1 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 2 障害者が当たり前で働ける社会の実現
- 3 すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

(3) 小平市第三次長期総合計画の基本理念

小平市は『小平市第三次長期総合計画』の中で、次のような基本理念を掲げています。

こだいら21世紀構想—小平市第三次長期総合計画の基本理念

- 1 みんなが「いい表情（かお）を持つ」こと
- 2 この地が「いい郷（さと）であり続ける」こと
- 3 そして「いい明日（あした）を予感させる」こと

基本理念を受けて「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」「緑と住みやすさを大切に さらに自立し活力あるまちの実現をめざします」を目標とするまちとして次の5つの将来都市像を定めています。

こだいら21世紀構想—小平市第三次長期総合計画の将来都市像

- 1 安全・安心で、いきいきとしたまち
- 2 快適で、ほんわかとするまち
- 3 健康で、はつらつとしたまち
- 4 住みやすく、希望のあるまち
- 5 健全で、進化するまち

(4) 小平市障がい者福祉計画の基本理念

国・都の障がい者施策や『小平市第三次長期総合計画』の掲げる理念をふまえた上で、本計画は「健康で快適・自由で自立した生活の実現」と、障がいのあるなしにかかわらずすべての市民が「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念とします。

本計画はこの基本理念に基づいて、「障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実」、「どんなに障がいが高くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり」、「ライフステージ（注）に応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり」の3点を基本方針とし、基本方針に沿って具体的な施策の柱を構成して障がい者施策を展開していきます。

（注）ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言います。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験します。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがあります。（参考：大辞泉ほか）

小平市障がい者福祉計画の基本理念

- ◎ 健康で快適・自由で自立した生活の実現
- ◎ とともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり

だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現を目指します。

小平市障がい者福祉計画の基本方針

- 1 障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実
- 2 どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり
- 3 ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり

障がいがある人にとって、福祉サービスを選ぶことのできる情報の提供や相談機能を充実し、どんなに障がいも重くても、だれもが自由で自立した生活を営むことができるように、地域社会と連携しながら、ライフステージに応じたそれぞれの状況にふさわしい福祉サービスへの支援を行っていきます。

2 施策の柱

基本理念のもとに基本方針を定め、その実現を図るための具体的な障がい者施策の中核となる施策の柱を7つの分野ごとに設定し、具体的な施策の展開を図ります。

1 障がい者への理解促進

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会（注1）を実現するために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて障がいに対する誤解や理解不足をなくし、障がいのある人とない人の交流を活発にしてゆきます。

2 生活支援の推進

障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、さまざまな福祉サービスを提供していきます。

3 生活環境の整備

福祉のまちづくり推進計画の趣旨をふまえ、誰もが地域で快適に暮らすことのできるように、道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、障がい者が安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

4 教育・発達支援の充実

平成19年（2007年）4月から特別支援教育（注2）がはじまったことをふまえ、一人ひとりが乳幼児から学校卒業後まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備していきます。

5 雇用・就労の拡大

就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、自立訓練や就労のための訓練を充実させるとともに、職業能力を持つ障がい者が一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援を推進していきます。

6 保健・医療の充実

健康相談や機能回復訓練、医療費助成制度等を通じて、障がい者が健やかな生活を送ることができるようにサポートするとともに、乳幼児健康診査等を通じて、障がいの早期発見と早期対応に努めます。

7 情報提供とコミュニケーション支援の充実

障がい者が円滑に情報を受信・発信できるように、点字や音声等による情報提供や、手話通訳者等を活用したコミュニケーション支援等を行うとともに、IT技術（注3）等を活用して障がい者の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

（注1）共生社会

障がいの有無や年齢・性別などに関わりなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って生きる社会のことです。（参考：内閣府共生社会政策統括官ホームページほか）

（注2）特別支援教育

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」及び「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、従来の特殊教育から転換された新しい教育制度です。障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの必要に応じて、能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導や必要な支援を行うものです。これまで心身障害教育の対象となってきた幼児・児童・生徒に加え、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいのある児童に対しても支援を行います。（参考：文部科学省ホームページほか）

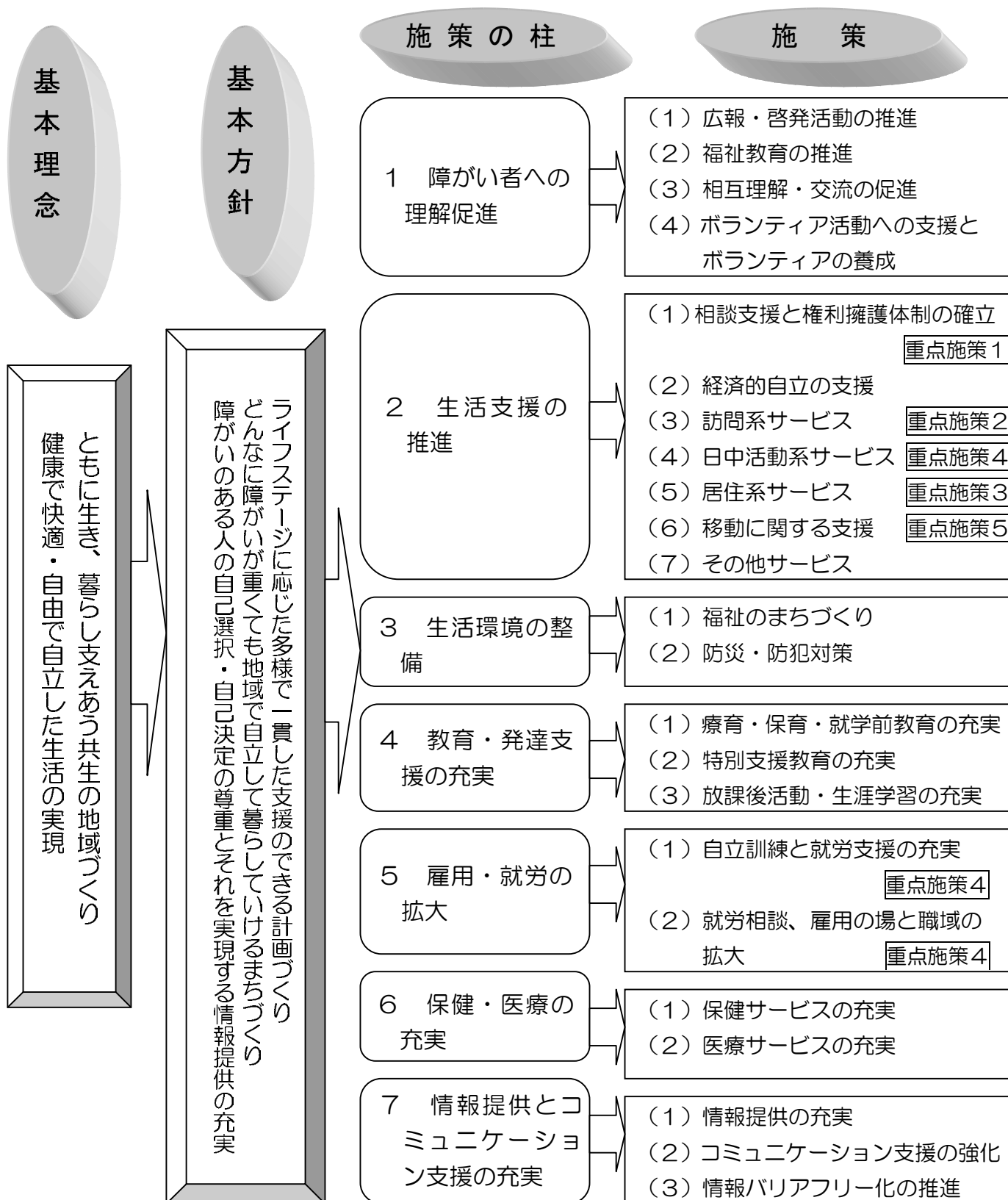
（注3）IT技術

情報技術（**Information Technology**）の略称で、情報（コンピュータ）・通信などの技術の総称です。インターネットなどの通信網の整備や、携帯電話などの情報機器の普及によって、今日では日常生活やビジネスの上で、情報の収集・加工・発信などに不可欠なものとなっています。（参考：IT用語辞典ほか）

3 施策の体系

小平市は、基本理念・基本方針を軸として、施策の柱に沿って障がい者施策を体系的に推進していきます。

小平市障がい者福祉計画施策体系



第4章 重点的に取り組むべき課題

1 重点課題

(1) 自己選択・自己決定を尊重した支援の仕組みづくりと情報提供の充実

障がいがあることにより、日々のあたりまえの生活を送ることが難しかったり、地域の活動に参加することに制約が生じてしまったり、本人の意思にかかわらずに入所施設や病院で長期にわたり暮らさなければならなかったり、現状では自分らしく生きること困難な状況があります。たとえ、障がいがあっても社会や地域の中で孤立せずに、自分の生き方や暮らし方の「自己選択・自己決定」が最大限に尊重され、生まれてから老いて死を迎えるまで、それぞれのライフステージに応じた生き生きとした生活が送れるように、多様な選択肢のあるサービスの整備や重層的な支援のネットワークづくりが課題となっています。また、障がいのある人が適切に自己選択・自己決定できるように、十分な情報提供と体験の機会の確保が求められています。

(2) 障がい者数の増加と高齢化・重度化への対応

実態調査により、障害者手帳を所持している障がい者数は5年前の計画策定時である平成15年(2003年)から約1.4倍に増加しています。障がいのある人のうちの70%以上を占める身体障がい者は約62%が65歳を超えており、精神障がい者についても、約16%が65歳以上で高齢化が進んでいます。また、障がいの程度においても身体障がいの重複障がいや三障がいのうち複数の手帳を持っている人が増加しているなど障がいの重度化・重複化も進んでいます。これにより、年齢によって受けられるサービスが変わらないようにするため介護保険制度との連携や医療的ケアへの対応が大きな課題となっています。

(3) 三障がいの統合と新しい障がいの領域への対応

支援費制度の対象とならなかった精神障がい者に対するサービスの基盤整備は、依然として不足がちです。また、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症等の発達障がいのある人や制度の谷間にいる障害者手帳を持たない人(高次脳機能障がい、難病、難聴などのある方など)への支援の必要性が高まっています。学校教育法の改正により、小・中学校においては特別支援教育が実施され、特別支援学校においては、障がい種別を越えた特別支援学校制度への転換が行われました。

障がいの種別を越え、ライフステージに応じた相談支援を充実させるために、各機関の相談支援のネットワークを整備・構築し、身近な場所で必要な情報や相談が行える仕組みづくりが課題となっています。

(4) 地域で安全に、安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人にとっては、地域での生活には様々な不安があります。小平市の現状でも、生活のあらゆる領域に様々な暮らしにくさが残っています。今後もそれらの障壁を取り除く努力を続けるとともに、介護や介助などの支援やそれぞれの障がいや日々の生活に応じたきめこまかなサービスの支援体制を地域ぐるみで整備し、どんなに障がいが高くても、地域で生活していく上での権利が守られ、緊急の際においても適切な対応ができるしくみを構築し、安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。

(5) 障がいのある人とともに働くまちづくり

障がいのある人にとっての自立は、本人の「自己選択・自己決定」が最大限尊重されることが重要です。日中活動の場は、たとえ障がいが高くても、その人らしい自立と自己実現を支援する場所として、仲間や施設の職員とのふれあいや創作活動・授産活動などの様々な体験をとおして、働く喜びや生きがいを実感できる場所として地域に根ざした活動を展開しています。一方、働くことを希望する障がいのある人が企業等の一般の職場で働くことができるように、求職時にも就労中にも、生活面と就労面から気軽に幅広い相談ができ、持てる能力や個性を十分に発揮できるような支援を受けることができる体制を整備することが必要です。そのために、障がいのある人とともに暮らし働くことの意義や方法の啓発、多様な働き方や日中の過ごし方を選択できる基盤整備が課題となっています。

(6) 障がいのある人が生きがいを持てるまちづくり

障がいのある人が豊かな社会生活を送るためには、生きるために必要な基盤となるサービスだけでなく、人生を楽しく充実したものにするための支援が必要となります。そのためには、福祉サービスや就労支援だけでなく、余暇の時間を充実させていくための方策が必要となります。外出支援を充実させるとともに、スポーツ・文化活動や生涯学習など様々な活動への参加の機会を提供していくことによって、障がいのある人が生きがいを持てる生活を実現していくことが大きな課題となります。またどんなに障がい重い人であっても、これらの活動に参加できるように配慮し、支援を充実させていくことも重要です。

2 重点施策

(1) 相談支援と協働・連携の充実

生まれたときから老いて死を迎えるまで、一貫してそれぞれのライフステージに応じた支援が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。そのために、新しく設置する「小平市障がい者地域自立支援協議会（仮称）」を中核に、福祉・保健・医療・保育・教育・労働など各分野の機関が支援ネットワークを形成し、官民一体となって協働・連携して夜間や休日などの緊急の相談にも対応できる体制を整備していきます。また、制度の谷間にいる人に対しても、各機関の連携・協働により相談支援を行なっていきます。

(2) 自立を支えるための生活支援サービスの推進

どんなに障がいが高くても地域で自立した生活を送るために、ホームヘルプサービス、ショートステイ、ガイドヘルプなどのサービスを一人ひとりのニーズに応じて受けられるようにサービスの質と量の充実を図ります。

(3) 居住の場の確保

ケアホームやグループホームを計画的に整備するとともに、住まいの確保のための居住支援を推進します。親元に暮らす人や施設や病院などにいる人にも、十分な情報と一人暮らしのため必要な生活体験の機会を提供し、本人の希望する暮らし方を尊重した地域での自立のためのプログラムを作成して、必要な支援を実施していきます。

(4) 就労支援と多様な日中活動の場の確保

一般就労を希望する人が就労のための支援を受けられるようにするとともに、公共機関や企業での障がいのある人の雇用の拡大を推進します。また、どんなに障がいが高くても本人の個性と希望に応じて、充実した日中活動の場を選択できるように、多様な日中活動の場の確保を図ります。また日中活動に参加できない人が出ないように、十分な配慮を行います。

(5) 文化的で豊かな生活の実現

仕事や学校以外の余暇活動として、趣味・芸術・スポーツなど暮らしを豊かにするための活動に参加する機会と、生涯を通じた学習の機会が必要です。そのために、余暇活動や学習の場の提供、外出のための支援やコミュニケーション支援など、社会参加の促進を図ります。

第5章 施策の方向と展開

本計画は、基本理念に基づいた基本方針に立って、重点的に取り組んでいく課題を中心に計画実現のための方向性を定めて、7本の柱立てによる**181**本の施策を展開していきます。

○ 方向性について

- 新規：新たに展開していく施策
- 拡充：規模を拡大して質・量の充実を図る施策
- 充実：質を高めて充実を図る施策
- 継続：引き続き現在のサービス制度を継続していく施策
- 維持：現在の受給者のサービスを維持していく施策

重点施策

「重点的に取り組んでいく課題」に対応した重点施策には、このマークが入っています。

1 障がい者への理解促進

○ 施策の方向

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する市民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」を進めることが不可欠です。そのために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいに対する誤解や理解不足をなくしていきます。また、行事への参加やボランティア活動を促進することで、障がいのある人とない人の交流を活発にしていきます。

○ 施策の展開

(1) 広報・啓発活動の推進

市報こだいらや市のホームページを通じて、障がい者施策に関する情報やお知らせ等を広く市民に提供していきます。また「障害者週間」(12月3日～9日)や「障害者雇用促進月間」(9月)等のスケジュールに合わせて、広報・啓発活動の推進を図ります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
1 市報こだいらへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせ等を、市報こだいらに積極的に掲載していきます。	継続	秘書広報課
2 ホームページへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせ等を、市のホームページに掲載し、利用しやすいホームページを作成していきます。	充実	障害者福祉課

3 時宜を得たパンフレット類の作成・会報類の配布	障がい者地域自立生活支援センターひびき、障がい者就労・生活支援センターほっと、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、障がい者地域自立支援協議会等のパンフレット類や支援団体・当事者団体等の会報類が手に入りやすい仕組みをつくりまします。	新規	障害者福祉課 社会福祉協議会 社会福祉法人 N P O 法人
4 障害者週間等に合わせた広報・啓発活動	障がいに対する理解を深めるために、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施まします。	拡充	障害者福祉課
5 出前講座の推進	障がい者に関する出前講座のメニューを増やし、市民の中に入って、障がい者に対する理解を深めていきます。	充実	障害者福祉課
6 市職員への啓発	障がいに対する地域での理解を深めるために、庁内グループワークの活用や啓発講座の開催等により、まず、市職員の意識の啓発に努めまします。	拡充	障害者福祉課

（2）福祉教育の推進

障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー化」を進めるために、学校教育においては、障がい者との交流を通して、人権意識を早期に養い、共生社会への理解を深める取組みを推進していきます。生涯学習においても障がい福祉に関するテーマを積極的に取り上げ、福祉教育の推進を図ります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
7 学校教育での福祉教育	子どもの頃から障がいに対する正しい理解を育てていくために、副読本の活用など学校教育での福祉教育を充実させまします。またメンタルヘルスについての指導・啓発を行うことで、精神保健に対する理解を深めるとともに、子どもたち自身の心の健康にも配慮していきます。	充実	指導課
8 生涯学習での福祉教育	市民に障がいに対する正しい理解を図るために、生涯学習での福祉教育を充実させまします。	拡充	生涯学習推進課

(3) 相互理解・交流の促進

障がいのある人もない人も参加できる行事やイベントの開催を通じて、障がいのある人とない人の、また障がい者相互の理解と交流を促進します。障がい者やその家族も日頃から地域活動に参加することも、障がい者への理解を深める力となることから、積極的な地域活動への参加を呼びかけていきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
9 障がい者に関するイベントの開催	障害者福祉センターの「センターまつり」や「ちいさなステージ」、あおぞら福祉センターの「納涼祭」や「あおぞらまつり」、また、障がい者地域自立生活支援センターひびき等が開催する市民講座を開催して、障がいのある人もない人も参加できるイベントを通して、市民の理解と共感を深め、交流の輪を広げます。	充実	障害者福祉課
10 障がい者作品展	障がい者が製作した作品の展示会を開催し、障がい者自らが市内の障がい者施設の製品の販売を行うなど、市民の理解と共感を深めます。	充実	障害者福祉課
11 障がい者運動会	障がい者の健康づくりと相互交流を目的として、誰もが楽しめるプログラムを用意した運動会を開催し、多くの市民の参加を図ります。	充実	障害者福祉課 体育課
12 障がい者に関わるイベントの後援	市内企業の主催する「世界障害者絵画展」や関係団体の主催する「障害者の日のつどい」や「KODAIRAわいわいバザール」等の後援により、連携を深めます。	充実	障害者福祉課
13 障がい者作品展示コーナーでの啓発	市内の障がい者施設や作業所で製作した作品や製品を展示して、市民の理解と共感を深め、販路の拡大を図ります。	継続	障害者福祉課
14 当事者団体・支援団体との連携	市の関連部署と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を盛んにすることで相互理解と情報共有に努めます。	充実	障害者福祉課

(4) ボランティア活動への支援とボランティアの養成

ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がい者への支援の輪を拡大・充実させていきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
15 ボランティアセンターの運営	ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、市民活動団体への支援等を実施します。	継続	社会福祉協議会
16 ボランティアの養成	社会福祉協議会のボランティアセンターや地域生活支援センターあさやけの地域活動センター事業等において、ボランティアの養成に努めます。	継続	障害者福祉課 社会福祉協議会 社会福祉法人 N P O 法人
17 手話通訳者養成講習会	手話通訳者を養成するための講習会を開催します。通訳クラス受講者で登録試験の合格者には、市の登録手話通訳者として事業に協力してもらいます。	継続	障害者福祉課 社会福祉協議会 当事者団体
18 ボランティア団体との協働の推進	障がい者の自立の支援に積極的な活動を展開している市内のN P O法人やボランティア団体との協働を進めます。	充実	障害者福祉課 N P O 法人 ボランティア 団体

2 生活支援の推進

○ 施策の方向

地域で暮らすことを希望している施設入所者や入院している障がい者の地域移行が重要な課題となっており、地域での生活を支える体制づくりが急がれています。福祉サービスの大幅な改編をふまえ、障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会参加できるように、様々なサービスを提供していきます。

○ 施策の展開

(1) 相談支援と権利擁護体制の確立

重点施策(1)

どんなに障がいが高くても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障がい者が地域で自立した生活をしていくうえで直面する様々な問題の解決を促し、必要な福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援体制の充実を図ります。また、成年後見制度（注1）や地域福祉権利擁護事業（注2）の利用を促進するとともに、障がい者が犯罪被害や人権侵害に遭わないように、障がい当事者の地域の人々への積極的なかわりを支援し、関係機関（消防・警察・医療・交通）や地域の身近な人たち（商店等）への啓発を行うことにより、障がい者を地域で見守る環境を作っていきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
19 地域自立支援協議会	中立・公正な相談支援事業を実施するために、個々の障がい者のニーズに応じたサービス利用計画のモニタリングの実施や困難事例に対する検討会議の開催、障がい関係の計画の進捗管理、地域の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化や社会資源の開発・改善、人材の養成を推進します。	新規	障害者福祉課 社会福祉協議会

（注1）成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度です。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートします。（参考：法務省民事局ホームページほか）

（注2）地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人に対して、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業です。利用者の参加を得て作成する支援計画に基づいて、実施主体が本人と利用契約を結び、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員が行います。（参考：厚生労働省ホームページほか）

20 相談支援（サービス利用計画作成）	障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者に対し、指定相談支援事業者を通じてサービス利用計画の作成や障害福祉サービス事業者との連絡調整等のサービスを行います。	拡充	障害者福祉課 社会福祉協議会 社会福祉法人 NPO法人
21 障がい者地域自立生活支援センター（相談支援センター）	障がい者とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるように、心身障がい者を中心とした地域自立生活支援センターひびき、精神障がい者を中心とした地域生活支援センターあさやけにおいて、相談支援や交流事業を行います。また、緊急時の対応ができるような体制の整備を検討します。	拡充	社会福祉協議会 地域生活支援センターあさやけ
22 地域移行の推進	地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院（注）をしている障がい者の地域での生活を支援する仕組みづくりを、障がい者自立支援協議会や障がい者地域自立生活支援センター等を中心に言い、地域移行を推進していきます。	拡充	障害者福祉課 社会福祉協議会 地域生活支援センターあさやけ 社会福祉法人 NPO法人
23 精神保健福祉相談（一般相談）	精神障がい者の療養や生活に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。	継続	障害者福祉課 地域生活支援センターあさやけ
24 精神障害者居宅生活支援事業等の利用に関する相談助言、あつせん調整	精神障がい者の退院促進や地域移行のための住まいや生活等の必要な支援に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。	継続	障害者福祉課 地域生活支援センターあさやけ
25 発達障がい者（児）相談支援	障がい者地域自立生活支援センター等を中心に発達障がい者（児）の相談支援、関係機関連携、就労相談支援、普及啓発等の支援を行います。	新規	障害者福祉課 社会福祉協議会 指定相談事業所 就労・生活支援センターほっと

●.....●
（注）社会的入院

病気やけがが治っても、介護者がいないことや地域に帰る家がないこと等の社会的事情により長期間入院を余儀なくされている状態のことをいいます。

26 高次脳機能障がい相談支援	障害者福祉センターやおおぞら福祉センターを中心に、高次脳機能障がいの相談支援、関係機関連携、普及啓発等の支援を行います。	新規	障害者福祉課 社会福祉協議会 指定相談事業所
27 成年後見制度利用支援	知的障がい者、精神障がい者、認知症（注）高齢者等、判断能力が十分ではない人を保護する制度の利用を推進します。	拡充	高齢者福祉課 社会福祉協議会
28 地域福祉権利擁護事業	判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がい者の権利を擁護し、自立生活を支援します。	拡充	高齢者福祉課 介護福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
29 生活サポートの推進	介護給付支給決定者以外の障がい者に対して、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う団体に対する支援の体制を整備します。	拡充	障害者福祉課 地域生活支援センターあさやけ NPO法人

（２）経済的自立の支援

障がい者が経済的に安定した生活を営めるように、年金・手当等の支給等の経済的支援を行います。手当については、いずれも所得等による支給制限があります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
30 障害基礎年金	国民年金に加入中、または 60歳以上65歳未満 の期間に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になったときに支給されます。なお、 20歳 になる前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になった場合は、 20歳 から支給されます。	継続	保険年金課
31 障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある病気やけがにより障がいが残ったとき、その程度に応じて給付されます。	継続	社会保険事務所

（注）認知症

主に高齢者が、後天的な脳や身体の疾患のために記憶・判断力などに障がいを生じ、普通の社会生活がおくれなくなった状態を言います。直近のことを忘れてしまう記憶障がいや、今がいつなのか、ここはどこなのかわからなくなる見当識障がい、判断力の低下などを伴います。（参考：認知症を知るホームページほか）

<p>32 特別障害 給付金</p>	<p>平成3年（1991年）3月31日以前の学生、昭和61年（1986年）3月31日以前の被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者のうち、当時国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳までに障害基礎年金に該当する障がいの状態にある人に給付されます。原則として65歳までに請求する必要がある、障害基礎年金等を受給できる方は対象になりません。</p>	<p>継続</p>	<p>保険年金課 社会保険事務所</p>
<p>33 特別児童 扶養手当</p>	<p>20歳未満で、おおむね1～3級の身体障がい、1～3度の知的障がい、および上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある児童を監護している父、母または養育者に対して支給されます。</p>	<p>継続</p>	<p>児童課</p>
<p>34 児童扶養手当</p>	<p>父が重度の障がい者の状態（おおむね1～2級の身体障がい）である場合、18歳になった年度の末日以前の児童（児童がおおむね1～3級の身体障がいおよび中度の知的障がいを有する場合は20歳未満）を監護している母、または養育者に対して支給されます。</p>	<p>継続</p>	<p>児童課</p>
<p>35 児童育成手当 (育成手当)</p>	<p>父または母が重度の障がいの状態（おおむね1～2級の身体障がい）である場合、18歳になった年度の末日以前の児童を扶養している保護者に対して支給されます。</p>	<p>継続</p>	<p>児童課</p>
<p>36 児童育成手当 (障害手当)</p>	<p>20歳未満で、1～2級の身体障がい、1～3度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童を扶養している保護者に対して支給されます。</p>	<p>継続</p>	<p>児童課</p>
<p>37 小平市心身 障害児福祉手当</p>	<p>20歳未満で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の児童を扶養している保護者に対して支給されます。</p>	<p>継続</p>	<p>児童課</p>
<p>38 小平市心身障 害者福祉手当</p>	<p>20歳以上で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の方で、障がい者となった年齢が65歳未満の人に支給します。</p>	<p>継続</p>	<p>障害者福祉課</p>

39 特別障害者 手当	20 歳以上で、おおむね1～2級程度の身体障がいまたは1～2度程度の知的障がい重複している人、またはこれらと同等の疾病・精神の障がいのある人に支給されます。	継続	障害者福祉課
40 障害児福祉 手当	20 歳未満で、おおむね1級程度の身体障がいおよび1度程度の知的障がい児に支給されます。	継続	障害者福祉課
41 経過的福祉 手当	20 歳以上で、昭和 61 年（ 1986 年）3月末日現在福祉手当を受給していた人に支給されます。新規申請はできません。	維持	障害者福祉課
42 東京都重度 心身障害者手当	重度の肢体不自由者で両上肢および両下肢の機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障がいのある人、重度の知的障がいで重度の身体障がいを伴う人、重度の知的障がいで著しい精神症状などのため常時複雑な介護を有する人に支給されます。	継続	障害者福祉課
43 公共料金等 の減免	一定の条件を満たす障がい者世帯に対し、水道・下水道料金、粗大ごみ処分料やテレビ受信料等の減免を行います。	継続	障害者福祉課 下水道課 ごみ減量対策課 東京都水道局小平サービスステーション 日本放送協会
44 生活福祉資 金の貸付	障がい者世帯に対し、自営業等の経営資金、通勤用自動車の購入、住宅の増改築、療養、就学、就職等で必要な資金の貸出を行います。	継続	社会福祉協議会
45 就学奨励 費	特別支援学級に通学(通級)する児童・生徒に就学に要する経費の一部を補助します。	継続	学務課

(3) 訪問系サービス

重点施策(2)

障がい者が地域で安心して暮らせるように、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をはじめとする、ニーズに応じた多様なサービスを提供します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
46 居宅介護(ホームヘルプ)	在宅の障がい者のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護を行い日常生活を支援します。	拡充	障害者福祉課
47 重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。	拡充	障害者福祉課
48 行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しく困難を有する障がい者・児であって、常時介護を必要とする人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援等を行います。	拡充	障害者福祉課
49 重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者・児で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護等を包括的に行います。	拡充	障害者福祉課
50 重度心身障害者訪問入浴サービス	通常の方法で、入浴が困難な65歳未満の方で、介護保険制度に該当しない重度心身障がい者に巡回入浴車を派遣し(看護師1人、介護人2人)、組立式浴そうにより居宅において入浴介護を行います。	継続	障害者福祉課
51 心身障害児・者福祉訪問員	介護が必要な心身障がい児・者のいる家庭に福祉訪問員を派遣し、介護や遊び相手を務めます。	継続	障害者福祉課
52 重度身体障害者寝具乾燥	自力で寝具乾燥を行うことが困難な重度身体障がい者に対し、寝具乾燥車により寝具乾燥を行います。	継続	障害者福祉課

(4) 日中活動系サービス

重点施策(4)

地域で暮らす障がい者に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。特に、学校教育修了後の日中活動の場が確保されるよう配慮していきます。また、介護者が介護できない場合や介護者のレスパイト（注）等に、短期入所や日中一時支援等の一時的な入所支援を行うことで、地域での自立生活を支援します。通所施設の新制度への移行にあたっては、安定した事業運営ができるように支援していきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
53 生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、昼間障がい者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	拡充	障害者福祉課
54 療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、昼間病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	継続	障害者福祉課
55 児童デイサービス	障がい児を障害児施設等に通わせ、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。	拡充	障害者福祉課
56 短期入所(ショートステイ)	障害支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。	拡充	障害者福祉課
57 日中一時支援事業	日中に自宅で介護できないときなどに、障害福祉サービス事業所、障害支援施設等において、障がい児・者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。	拡充	障害者福祉課

（注）レスパイト

長期間・長時間介助に携わっている家族などの介助者を、一定の期間、一時的に障がい児・者の介助から解放する援助のことです。介助者自身の心身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保できるようにするとともに、普段参加することが難しい地域での交流、余暇活動などの社会活動への参加機会を提供することも目的としています。（参考：大辞林ほか）

事業名	事業内容	方向性	推進機関
58 心身障害者(児)通所訓練委託事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している在宅の障がい者と、小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を財団法人に委託して実施しています。	継続	障害者福祉課 緑成会整育園
59 小規模通所授産施設事業運営費補助	雇用されることが困難な在宅の心身障がい者に対し授産指導を行い、自立促進を図る障害者小規模通所授産事業を行う社会福祉法人に運営費の一部を補助し、心身障がい者の社会的自立・社会復帰を促進します。	継続 (移行)	障害者福祉課 社会福祉法人
60 心身障害者(児)通所訓練等事業運営費補助	心身障害者(児)通所訓練事業を行う民間の団体に対し、運営費の一部を補助し、在宅心身障がい者の社会的自立・社会復帰を促進します。	継続 (移行)	障害者福祉課 社会福祉法人 NPO法人
61 精神障害者社会復帰施設運営費等補助	雇用されることが困難な在宅の精神障がい者に対し授産指導を行い、自立促進を図る精神障害者小規模授産施設に、運営費の一部を補助し、精神障がい者の社会的自立・社会復帰を促進します。	継続 (移行)	障害者福祉課 社会福祉法人
62 精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助	精神障害者共同作業所通所訓練事業等を行う民間団体に対し、運営費の一部を補助し、在宅精神障がい者の社会復帰の促進を図ります。	継続 (移行)	障害者福祉課 社会福祉法人
63 障害者福祉センター	在宅の心身障がい者・児等の自立更生を促進するため各種の相談に応じるとともに、軽作業や日常生活訓練を実施します。	充実	障害者福祉課 社会福祉協議会
64 あおぞら福祉センター	在宅の知的障がい者・児等の自立更生を促進するため各種の相談に応じるとともに、軽作業や日常生活訓練を実施します。	充実	障害者福祉課 社会福祉協議会
65 地域活動支援センター	在宅の障がい者等に、創作的活動や生産活動、社会交流等を行う場を提供します。	拡充	障害者福祉課 地域生活支援センターあさやけ 社会福祉法人

(5) 居住系サービス

重点施策(3)

グループホーム・ケアホーム等で暮らしたり、施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に必要なサービスを提供します。また法外のグループホームの運営費を助成することで、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
66 共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間、共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助を行います。	拡充	障害者福祉課
67 共同生活介護(ケアホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対して、主に夜間、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	拡充	障害者福祉課
68 施設入所支援	施設に入所している障がい者に対して、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	継続	障害者福祉課
69 重度身体障害者グループホーム運営費補助	重度身体障がい者の地域生活を支援するために、グループホームの運営費等を助成します。	充実	障害者福祉課
70 知的障がい者グループホーム・生活寮への助成	知的障がい者の地域生活を支援するために、法外のグループホームや生活寮への運営費等を助成します。	維持	障害者福祉課
71 精神障がい者グループホームへの助成	精神障がい者の地域生活を支援するために、グループホームの運営費等を助成します。	継続	障害者福祉課
72 居住支援の推進	障がいに関する無理解や誤解により、障がいのある人の地域での住まいの確保に支障が生じることのないよう、関係機関及び市民への啓発活動を行います。また、保証人がいないことにより賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対する支援を民間団体とともにを行います。	拡充	障害者福祉課 社会福祉協議会 社会福祉法人 N P O 法人

(6) 移動に関する支援

重点施策(5)

障がい者が地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保できるように、移動支援や移動にかかる費用の助成等のサービスを提供します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
73 移動支援事業 (個別移動支援)	屋外での移動が困難な障がい者・児が、自立した地域生活と社会参加を実現できるように、外出のための移動手段を確保できるよう支援します。	拡充	障害者福祉課
74 移動支援事業 (車両移送支援)	障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、緑成会整育園を利用するときに車両移送による移動支援を行います。	継続	障害者福祉課
75 重度脳性まひ者介護人派遣	20歳以上の1級の脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方に介護人を派遣し、屋外への手引きや同行、その他必要な用務を行います。	継続	障害者福祉課
76 心身障害者ガソリン費補助	在宅の心身障がい者・児の足として使用する自動車のガソリン費の税額分(1054円)を補助します。1か月500円が限度です。ディーゼルカー使用による軽油についての補助はありません。	継続	障害者福祉課
77 タクシー運賃の割引	身体障害者手帳または愛の手帳を持っている人は、乗車時に手帳を提示することにより、10%の割引が受けられます。福祉タクシー利用料金補助と併用できます。	継続	全国タクシー協会
78 福祉タクシー利用料金補助	心身障がい者・児がタクシーを利用したとき、その料金の一部を補助します。タクシー運賃の割引と併用できます。利用しやすい利用方法について定期的に見直します。心身障がい者ガソリン費補助との併給はできません。	充実	障害者福祉課
79 福祉バス(リフト付)の運行	下肢・体幹機能障がいのため車いすを使用している障がい者のために、車いすのまま乗れる福祉バスを運行します。利用者に付添う人の乗車も可能です。費用は無料ですが、有料道路や駐車場料金は利用者負担になります。	継続	障害者福祉課

80 福祉有償運送運営協議会の運営	安全で安心した地域の旅客運送サービスを提供するNPO法人等と協働で移動制約者の旅客運送を確保します。	継続	高齢者福祉課 NPO法人
81 心身障害者運転免許取得費補助	心身障がい者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助します。	継続	障害者福祉課
82 自動車運転免許の無料教習	<p>身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、次の3つの条件全てに当てはまる人は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。</p> <p>①公共職業安定所に求職登録してある方 ②公安委員会の運転適性検査に合格した方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方</p>	継続	身体障害者運転能力開発訓練センター
83 身体障害者用自動車改造費補助	身体障がい者が就労等に伴い、本人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用を補助します。	継続	障害者福祉課
84 駐車禁止の対象除外	障がい者自身が運転する場合や介護者の自動車に同乗する場合、東京都公安委員会発行の標章と連絡先等を記入した書面を車の前面に提示することで、指定の駐車禁止場所等の規制対象から原則として除外されます。	継続	小平警察署
85 有料道路の割引	身体障害者手帳や愛の手帳に割引の証明印を押すことにより、料金が5割引になります。ETCを利用した場合も、割引になります。	継続	障害者福祉課
86 都営交通の無料乗車券の交付	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人に、都電、都バス、都営地下鉄の全区間利用できる無料乗車券を交付します。介護者は手帳の提示で5割引になりますが、都営地下鉄は第1種身体障がい者と知的障がい者の介護者だけが5割引になります。	継続	障害者福祉課

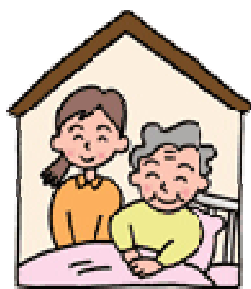
87 民 営 バ ス 料金の割引	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が民営バスに乗車する場合、手帳を提示すると 5 割引になります。第 1 種身体障がい者や知的障がい者、介護が必要と認められる障がい者の介護者には、民営バス乗車割引証を交付します。また定期乗車券が必要な人は、市が交付する申込書を利用すると 3 割引になります。	継続	障害者福祉課
88 旅客鉄道株式会社等運賃の割引（JR線の運賃の割引）	身体障害者手帳や愛の手帳を提示することにより、JR線の運賃の割引が受けられます。各民営鉄道についても、JRに準じた制度があります。	継続	旅客鉄道事業者
89 航空運賃の割引	12 歳以上の第 1 種身体障がい者や知的障がい者（ 1 ～ 2 度）が航空機を利用する場合、航空会社で手帳を提示することで、障がい者と介護人の運賃が割引になります。第 2 種身体障がい者や知的障がい者（ 3 ～ 4 度）は、障がい者本人の運賃が割引になります。	継続	旅客航空事業者
90 障がいのある児童のバスの送迎	特別支援学級に通学(通級)する児童(小学校 3 年生まで)をバスで送迎します。	継続	学務課

(7) その他サービス

補装具の利用支援や日常生活用具の給付など、様々なサービスを提供します。日常生活用具の給付については、障がい者のニーズや社会情勢に応じて、定期的に見直しを図ります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
91 補装具の交付と修理	補装具の購入または修理が必要と認められる障がい者に対して、その費用の一部を補助します。	継続	障害者福祉課
92 日常生活用具の給付	重度障がい者等に対して必要性に応じてそれぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	充実	障害者福祉課

<p>93 住宅設備改善費用の給付</p>	<p>重度障がい者等に対して住宅設備改善費用を給付し、日常生活の便宜を図ります。</p>	<p>充実</p>	<p>障害者福祉課</p>
<p>94 補助犬の給付</p>	<p>補助犬を必要とする障がい者に、盲導犬、介助犬、聴導犬を貸付けます。</p>	<p>継続</p>	<p>障害者福祉課</p>
<p>95 車いすの貸出し</p>	<p>普段使用している車いすが修理中や普段使用していないが旅行中だけ利用したいといった場合に、2週間を限度に無料で車いすを貸し出します。</p>	<p>継続</p>	<p>障害者福祉課</p>
<p>96 都営住宅の優遇抽選制度</p>	<p>申込者か同居の親族が身体障害者手帳5級以上であるか、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合には、身体障害者世帯向住宅、単身者向住宅に申込ができます。また車いす使用者がいる場合は、車いす使用者世帯向け住宅があります。</p>	<p>継続</p>	<p>東京都住宅供給公社</p>



3 生活環境の整備

○ 施策の方向

小平市は福祉のまちづくりを推進しており、誰もが地域で快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進めてきました。一方で、障がいのために災害時の避難が困難であったり、犯罪被害に遭う恐れのある障がい者に対する支援が重要な課題となっています。このため、道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、障がい者が安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

○ 施策の展開

(1) 福祉のまちづくり

「福祉のまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザイン（注）の視点から、誰もが住み良いまちを実現するため、市と市民、事業者が協働して取り組んでいきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
97 公共施設のバリアフリー	市の施設の段差解消等のバリアフリーの推進と、だれでもトイレ等のバリアフリー化を推進するとともに、オストメイトトイレの設置を進めます。	拡充	まちづくり課 たてもの整備課 高齢者福祉課 障害者福祉課
98 ユニバーサルデザイン(心のバリアフリー)のまちづくり	障がいのある人もない人もだれもが、自由で使いやすく住みやすい環境整備を行っていくために、やさしい心や助け合いの心を持つ心のユニバーサルデザインの考え方(心のバリアフリー)の普及や研究に努めます。	拡充	高齢者福祉課 障害者福祉課 まちづくり課 たてもの整備課
99 公共交通機関のバリアフリー化	障がい者の移動手段として不可欠な公共交通機関について、駅のバリアフリー化や車椅子対応タクシー、ノンステップバスの増車等を事業者に要請していきます。	拡充	都市開発部参事(公共交通) まちづくり課 高齢者福祉課 障害者福祉課

.....●

(注) ユニバーサルデザイン

障がいの有無や、文化・言語・年齢・性別・能力などの差異に関わらず、誰もが簡単・快適に利用することができる施設・製品・情報のデザインを言います。障がいのある人や高齢者などにとっての障壁(バリア)を取り除いたバリアフリーデザインをさらに発展させ、はじめから全ての人が共用できるように意図して考案・設計されたデザインのことを指しています。(参考:UDNJ(ユニバーサルデザインネットワークジャパン)ホームページほか)

100	建築物のバリアフリー化	新築建築物に対して、福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った指導を行うとともに、条例の適用外となる小規模な新築建築物や既存建築物についても指導や啓発を行います。	継続	まちづくり課 たてもの整備課 高齢者福祉課
101	道路環境のバリアフリー化	誰もが安全・快適に通行できる道路や歩道を整備するために、視覚障がい者にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図るとともに、交通マナーの遵守や放置自転車・看板等の撤去を進めるための啓発活動を行います。	継続	まちづくり課 交通対策課
102	公園のバリアフリー化	誰もが利用しやすい公園にするために、出入口等の段差の解消や、使いやすい水飲み場・トイレの整備を進めます。	継続	水と緑と公園課
103	居住環境のバリアフリー化	生活する建物のバリアフリー化を進めるとともに、道路や商店、公共施設など地域ぐるみで住みやすい居住環境を実現するよう促します。	継続	高齢者福祉課
104	セーフティネットづくり	障がいのある人が安全に、安心して暮らすために商店・交通機関・医療・警察・消防などの関係機関に対して啓発を行い、連携を強めます。	拡充	障害者福祉課 高齢者福祉課 防災安全課 まちづくり課

(2) 防災・防犯対策

災害時の障がい者の安全確保のために、障がい者の防災意識の啓発を行うとともに、災害時の援護の体制を整えます。また、障がい者が犯罪被害に遭わないように、通報体制の確保等防犯対策を推進します。さらに、職員の講師派遣や啓発用パンフレット等を通じ、災害・防犯に関する知識や技術の普及に努め、地域組織に対しては、災害時要援護者への支援対策や防犯活動の強化を働きかけていきます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関	
105	家具転倒防止器具取付費補助	在宅の重度障がい者世帯に対し、家具転倒防止器具取付に必要な費用の補助を行います。	拡充	障害者福祉課

106 防災ネットワークの確立	災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難場所での生活支援等、障がい者に必要な援護のネットワークを整備します。	拡充	防災安全課 障害者福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
107 重度身体障害者等緊急通報システムの設置	18 歳以上の重度身体障がい者で一人暮らしをしている人が、急な助けを必要としたときに、協力員・消防署の救助が得られる装置を設置します。	継続	障害者福祉課
108 防犯体制の確立	緊急通報、ファクシミリ、電子メールを利用した警察への通報体制を確立するとともに、地域住民と警察等の連携を図ることで、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。	継続	防災安全課 障害者福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
109 災害時の避難場所の確保と支援体制の確立	障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、地域センターをはじめ、小平養護学校、むさしが丘学園等の市内の障がい関連施設や児童施設と協定を結び、災害時の二次避難所の確保を進めるとともに、障がい者の被災者の巡回相談を行うなどの支援体制を整備します。	拡充	防災安全課 障害者福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
110 防災訓練等への当事者参加の推進	地域の障害のある人も参加できる防災訓練等の実施を推進します。	充実	防災安全課 障害者福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
111 防災・防犯意識の啓発	障がい者や支援者を対象とした防犯・防災意識の啓発のため、地域での集会等に防災安全課や障害者福祉課の職員を講師として派遣します。	充実	防災安全課 障害者福祉課 社会福祉協議会
112 要援護者マニュアルの作成・配布	小平市地域防災計画との整合性を図りながら、障がいの特性に配慮した災害時要援護者防炎行動マニュアルを作成し、配布します。	新規	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課

4 教育・発達支援の充実

○ 施策の方向

障がい者が自分の能力を最大限に活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、障がいの状況と本人の適性に応じた適切な教育の機会を保障することが不可欠です。平成19年（2007年）4月から、障がい児教育は心身障がい児を対象とした特別な場での指導としての「心身障害教育」から、発達障がいも含め多様な障がいのある幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」へと大きく転換しました。これを受けて、小平市では一人ひとりが乳幼児から学校卒業後まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備していきます。また、行政・教育・福祉・医療など関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制づくりを進めます。

○ 施策の展開

（1）療育・保育・就学前教育の充実

就学前の障がい児のために、保健・福祉・育成・教育の相談支援ネットワークを構築するとともに、障がい児の保育園や幼稚園での受け入れを推進します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
113 児童デイサービス（就学前児童）	発達に遅れのある子どもや障がいのある乳幼児を対象に、早期からの療育を行います。	充実	障害者福祉課 障害者福祉センター
114 保育園での障がい児の受け入れ	保育園等での障がい児の受け入れを進め、障がいに配慮した保育を実施します。	充実	保育課
115 幼稚園での障がい児受け入れ	幼稚園での障がい児の受け入れを進め、障がいに配慮した幼稚園教育を実施します。	継続	保育課
116 障がい児発達指導事業	就学前の子どもの発達について、専門的な相談や療育を行います。また、発達障がいについても東京都発達障害者支援センターと連携して、相談支援の対応を図ります。また、保健師や相談支援者の研修派遣により、相談や療育技術等の資質の向上を図ります。	拡充	障害者福祉課 健康課 指導課 保育課 社会福祉協議会 子ども家庭支援センター

<p>117 子どもの発達を支援するネットワークの構築</p>	<p>市の福祉・児童・教育・保健機関と保育園、幼稚園、療育施設、子ども家庭支援センター、障がい地域自立生活支援センターひびき等による、子どもの発達を支援するネットワークを構築し、地域自立支援協議会と連携して講座の開催、研修会、ケース検討会議を実施し、障がいのある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、介助員、相談員等の資質の向上と発達障がいの相談支援体制の整備を図ります。</p>	<p>拡充</p>	<p>健康課 障害者福祉課 指導課 学務課 次世代育成部参事 (保育指導) 子ども家庭支援センター 社会福祉協議会</p>
<p>118 障がい児療育支援啓発事業</p>	<p>障がい児の親同士の交流の場の整備や療育講座の開催、療育のために必要な支援の内容をわかりやすくまとめたパンフレットを作成します。</p>	<p>新規</p>	<p>健康課 障害者福祉課 指導課 学務課 次世代育成部参事 子ども家庭支援センター 社会福祉協議会</p>

(2) 特別支援教育の充実

心身障害教育から特別支援教育への転換を受けて、特別支援学級の設置や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの設置等を通じて、学齢期の障がい児に対する学校教育の充実を図ります。また、就学相談や介助員の配置等を通じて、一人ひとりの状態に応じた教育を受けられるように支援します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
<p>119 義務教育の就学相談</p>	<p>障がいの種類や程度に応じた、適切な就学を推進するための就学相談を実施します。</p>	<p>充実</p>	<p>学務課</p>
<p>120 特別支援学級の設置</p>	<p>市内の小・中学校に障がい児のための特別支援学級（固定・通級を児童・生徒数に応じて）を設置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。</p>	<p>継続</p>	<p>学務課 小・中学校</p>

<p>121 校内委員会の設置・特別支援教育コーディネーターの指名</p>	<p>障がいのある児童・生徒やその保護者のニーズに適切に対応するために、全ての学校に校内委員会を設置します。また、児童・生徒や保護者、担任、外部機関との連絡を円滑化し、発達障がいへの理解や個別指導計画の作成方法を校内で共有化するために、特別支援教育コーディネーターを指名します。</p>	<p>充実</p>	<p>指 導 課</p>
<p>122 巡回相談</p>	<p>巡回相談員が各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等、児童・生徒を支援する人に対して、児童・生徒の個別ニーズ把握や支援の内容・方法について、相談・助言を行います。</p>	<p>充実</p>	<p>指 導 課</p>
<p>123 心身障がい児等の介助</p>	<p>小・中学校の特別支援学級に対し、児童・生徒の安全確保等のため介助員を配置します。</p>	<p>継続</p>	<p>指 導 課</p>
<p>124 学習支援事業</p>	<p>通常学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対し、学習支援ボランティア等を配置し、個別の学習支援を行うとともに、円滑な学級運営を行えるようにします。</p>	<p>充実</p>	<p>指 導 課</p>
<p>125 特別支援学校との連携</p>	<p>特別支援学校、市内の小中学校、教育機関で連携を深め、相互の行き来がスムーズに行えるような仕組みの構築を図ります。</p>	<p>充実</p>	<p>指 導 課 学 務 課 特別支援学校</p>
<p>126 保健・福祉・保育との連携</p>	<p>特別支援教育の実施にあたり、保健・福祉・保育部署との連携を図る庁内連絡会を必要に応じて開催し、一貫した教育が図れるよう情報の共有化を図ります。</p>	<p>充実</p>	<p>指 導 課 学 務 課 次世代育成部参事 (保 育 課) 障害者福祉課 健 康 課</p>
<p>127 市内教育機関との連携</p>	<p>福祉教育を行う市内大学等の教育機関と連携して、療育や特別支援教育に関わる職員のスキルアップのための講座等の開催を協働で行います。</p>	<p>新規</p>	<p>障害者福祉課 指 導 課 白梅学園大学</p>

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

障がいのある児童に放課後や長期休業中の活動の場を提供したり、学校教育を終了した後の障がい児・者に対して生涯学習の場を提供することによって、生活の充実を図ります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
128 障害児通所訓練	障がいのある児童が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、通所訓練を実施します。	充実	障害者福祉課
129 学童クラブへの障がい児の受け入れ	学童クラブに障がい児を受け入れた場合に、教育委員会に配置されている巡回相談員の活用を検討します。	充実	児童指導課
130 放課後子ども教室への障がい児の受け入れ	放課後の学校施設を利用した放課後子ども教室に、当該校に在籍する障がい児を受け入れ、仲間との交流や学習、スポーツ等の活動を展開します。	充実	生涯学習推進課
131 障がい者の生涯学習の場の充実	学校教育を修了した障がい者・児を対象に、一般教養、スポーツ、レクリエーション等各種事業を実施し、生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供するとともに地域で行われるそれらの活動に障がい者が参加することについて、地域の理解を促進する働きかけを行います。	充実	障害者福祉課 体育課 公民館
132 障がい者の生涯学習の指導者の発掘	市の関係部署、文化団体、スポーツ団体、相談支援事業者等の連携により、障がい者に文化・スポーツ・レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。	充実	障害者福祉課 生涯学習推進課 体育課 社会福祉協議会
133 けやき青年教室	軽度の知的障がいのある青年を対象にレクリエーション、工作、料理、もちつき大会、遠足などの活動を通して、いろいろな人との交流と友達を作る場を提供しています。	継続	公民館
134 障がい者スポーツ・レクリエーション教室	東京都多摩障害者スポーツセンターの指導のもと、様々なスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。	充実	障害者福祉センター 東京都障害者スポーツ協会
135 市内教育機関との連携	福祉教育を行う市内大学等の教育機関と連携して、発達障がいに関するワークショップや講座の開催などにより、それに携わる支援者や学生を福祉人材として育成するとともに、地域での発達障がいの理解を拓けます。	新規	障害者福祉課 白梅学園大学 社会福祉協議会

5 雇用・就労の拡大

○ 施策の方向

多くの障がい者が、自身の適性や能力を活かして社会で働くことを希望しており、それぞれの障がいのニーズに合った職場を確保することが大きな課題となっています。このため、就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援を推進します。また職業能力を持つ障がい者が、福祉的就労から一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援を行うとともに、雇用者側の理解を促進して雇用の場や職域を拡大していきます。

○ 施策の展開

(1) 自立訓練と就労支援の充実

重点施策(4)

働くことを希望する障がい者に対して、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるように支援します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
136 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	拡充	障害者福祉課
137 就労移行支援	一般企業等での就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。	拡充	障害者福祉課
138 更生訓練費給付事業	旧法施設に入所等している身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。	継続	障害者福祉課
139 施設入所者就職支度金給付事業	施設入所している障がい者の自立の促進を図るため、施設入所者就職支度金を給付します。	継続	障害者福祉課

140 就 労 継 続 支 援 (A 型・B 型)	<p>一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。就労継続支援B型は、雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会が提供されます。これらを通じて、必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。</p>	拡充	障害者福祉課
---------------------------	--	----	--------

(2) 就労相談、雇用の場と職域の拡大

重点施策(4)

一般企業等で働くことを希望する障がい者に対し、求職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
141 障がい者就労支援センター	<p>障がい者の一般就労を促進するために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。また、障がい者の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。</p>	拡充	障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと
142 企業内授産事業（包括補助事業）	<p>企業などから委託を受けた作業所等がその企業の中で実施する授産事業を拡大し、働く意欲のある障がい者の福祉的就労から一般就労への移行を促進します。</p>	継続	障害者福祉課 社会福祉法人
143 公共機関等での雇用の推進	<p>市役所をはじめ、市内の公共機関や公的事業を委託している事業者での雇用の推進を図り、障がい者の働く場所を拡大します。</p>	拡充	職員課 契約管財課 障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと 小平商工会
144 職場体験実習の拡大	<p>市役所において実施している職場体験実習を障がいの特性に応じて実施し、様々な部署で実施できるように拡充します。また、市役所だけでなく、職場体験実習を受け入れる企業等の開拓を行い、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やします。</p>	拡充	職員課 障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと

145 物品販売実習の拡大	市役所やこもれびの足湯などで、市内の障がい者施設の製品を障がい者自らが販売する機会を拡大することにより、障がい者が働く経験を積むとともに、障がいの理解を深め、職場の拡大や障がい者施設の製品の販路の拡大を図ります。	拡充	障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと
146 障がい者雇用に関する企業の理解促進	障がい者の雇用拡大について企業に対して啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率（注1）の達成を促します。	充実	障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと 公共職業安定所（ハローワーク） 小平商工会
147 市内特例子会社との連携	市内の特例子会社と情報交換を行い、障がい者のトライアル雇用（注2）等を通じて、雇用に結びつけるように連携します。	継続	障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと
148 ジョブコーチ支援	ジョブコーチ支援の受け入れを企業に促し、障がい者が職場に適応できるように支援します。	拡充	障害者福祉課 就労・生活支援センターほっと 東京都障害者職業センター

●.....●

（注1）法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率制度によって、民間企業、国、地方公共団体等は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないことになっています。この割合を法定雇用率といいます。現行では一般の民間企業が**1.8%**、国・地方公共団体・特殊法人などが**2.1%**、都道府県などの教育委員会が**2.0%**となっています。精神障がい者（精神保健福祉手帳保持者）の雇用については義務とはなっていませんが、雇用率に算定することができるようになっています。（参考：厚生労働省ホームページほか）

（注2）トライアル雇用

障がい者などの就労を促進するために、就労希望者と雇用主がハローワークを介して短期間（原則として3か月間）の試行的な就労契約を結ぶ制度です。期間終了後、双方が合意すれば正規雇用に移行します。トライアル雇用の期間に就労希望者と雇用主がお互いの理解を深め、仕事への適性などを見極めた上で就労を継続するか判断できるため、雇用のミスマッチを防ぎ、職場への定着を促すことができます。（参考：厚生労働省ホームページほか）

6 保健・医療の充実

○ 施策の方向

地域で健やかな自立生活を営むことができるように、機能回復訓練等を実施するとともに、自立支援医療や医療費助成制度を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援します。また乳幼児に関しては、障がいの早期発見と早期療育が重要なことから、乳幼児健康診査や相談事業等を通じて、障がいのある乳幼児に対して早い段階から適切な支援を行います。成人に関しては、健康診査等を通じて生活習慣病等障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療につながるよう努めます。

○ 施策の展開

(1) 保健サービスの充実

機能回復訓練等を通じて、障がい者の健康増進と機能回復を図ります。また、乳幼児に対する健康診査や相談・指導を行うことで、障がいの早期発見、早期療育につながるよう努めます。成人に対しても健康診査等を通じて、生活習慣病等障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療につながるよう努めます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
149 障がい者を対象とした機能回復訓練 (自立訓練)	障がい者を対象に、理学療法士、言語聴覚士による機能訓練を実施します。	継続	障害者福祉課 障害者福祉センター あおぞら福祉センター
150 乳幼児健康診査	乳幼児期の各期における健康診査(3~4か月児健康診査、6・9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察健康診査、乳幼児発達健康診査等)を行い、障がい児の早期発見、早期療育のための相談・指導を実施します。	継続	健康課
151 妊産婦・新生児訪問	妊産婦及び新生児の家庭を訪問し、健康状態、生活環境、疾病予防等について、保健師・助産師が相談・指導を行います。	継続	健康課
152 未熟児訪問・未熟児相談	未熟児や医療依存度の高い乳児を抱えている家庭等に対し、保健師・助産師が訪問等により相談・指導を行います。	継続	健康課
153 心理発達相談	乳幼児の言葉の遅れや対応の仕方に不安があるときに、心理相談員が相談に応じます。	継続	健康課 子ども家庭支援センター

154	特定健康診査	糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査を行います。	新規	保険年金課 健康課
155	がん検診	胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんの早期発見を目的とした検診を行います。	継続	健康課
156	歯科健診	40歳以上の方を対象に、歯科健診を実施します。	継続	健康課

(2) 医療サービスの充実

障害者自立支援法の施行により、障がい者のための公費負担医療制度は自立支援医療に一本化されました。自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援していくとともに、医療関係者が障がいに関する正しい認識を習得するために、医師会等を通じて必要な情報提供等の支援を行います。

事業名	事業内容	方向性	推進機関	
157	自立支援医療（更生医療・育成医療）	身体障がい者・児の障害の程度を軽減し、または障がいを除去するために医療が必要な場合に、その医療費を助成します。	継続	障害者福祉課 健康課
158	自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、その医療費を助成します。	継続	障害者福祉課
159	心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳 1～2 級（内部障害 3 級を含みます）、愛の手帳 1～2 度に該当する方の医療費を助成します。所得制限があります。新規に申請される 65 歳以上の方は対象外です。	継続	障害者福祉課
160	難病医療費等助成制度	難病等にかかれた方の医療費等助成の申請受付をします。	継続	健康課
161	後期高齢者医療制度	65 歳以上で、広域連合が認定する一定の障がいに該当する方の医療費を助成します。	新規	高齢者福祉課
162	ひとり親家庭医療費助成制度	父または母が重度の障がいの状態（おおむね 1～2 級の身体障がい者）である場合、18 歳になった年度の末日以前の児童とその保護者に対して、医療費を助成します。	継続	児童課
163	歯科医療連携推進事業	かかりつけ歯科医を見つけることが困難な方に歯科医院を紹介します。	継続	健康課
164	小児精神障害者入院医療費助成	児童精神保健の向上と児童福祉の増進に寄与することを目的として、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を助成します。	継続	障害者福祉課

7 情報提供とコミュニケーション支援の充実

○ 施策の方向

インターネットの発達や携帯電話の普及等により、社会の情報化はかつてない速度で進行しています。新しい情報技術は障がい者の情報・コミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、一方では障がい者が新しい技術の恩恵を十分に享受できず、情報弱者として取り残される危険性もあります。このような現状をふまえ、小平市では障がい者が円滑に情報を受信・発信できるように、点字・音声等による情報提供や手話通訳者等を活用したコミュニケーション支援等を行うとともに、IT技術等を活用した障がい者の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

○ 施策の展開

(1) 情報提供の充実

様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、視覚障がい者への点字・音声等による情報提供や、聴力障がい者・知的障がい者・精神障がい者への配慮に努めます。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
165 点字広報・声の広報	視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、市報こだいらや議会報等の内容を点字版やカセットテープの音声版として作成し、閲覧・貸出します。	継続	秘書広報課 議会事務局
166 視覚障がい者のための情報サービス	視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、録音図書・点訳図書の貸出や、点訳・墨訳、対面朗読等のサービスを提供します。	継続	障害者福祉課
167 市の窓口等への活字文書読み上げ装置の設置	市の窓口等に、活字文書読み上げ装置を設置することにより、活字文書読み上げ装置に対応する文書コード化の普及を進めます。	拡充	秘書広報課 障害者福祉課
168 点字プリンターの設置	地域自立生活支援センターに最新型の点字プリンターを設置し、視覚障がい者が円滑に情報を得られるように幅広い利用の促進を図ります。	新規	障害者福祉課 社会福祉協議会
169 障がい者への配慮した広報等の提供	行政から提供される広報誌等について、知的障がい者・精神障がい者等にも理解しやすいよう、表現を分かりやすく工夫し、難しい文字にルビを入れる等の配慮に努めます。	拡充	障害者福祉課

170 障がい者のしおり	障がい者に福祉制度やサービスの内容を知らせて広く活用してもらうために、障がい者のしおりを作成し、時宜に応じて、定期的に市内の障がい者全員に配布します。	継続	障害者福祉課
171 時宜を得たパンフレット類の作成・会報類の配布	障がい者地域自立生活支援センターひびき、障がい者就労・生活支援センターほっと、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、地域自立支援協議会等のパンフレット類や支援団体・当事者団体等の会報類が手に入りやすい仕組みをつくりまします。	拡充	障害者福祉課 社会福祉協議会 社会福祉法人 N P O 法人

(2) コミュニケーション支援の強化

障がいのある人とない人が円滑にコミュニケーションを行えるように、手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、登録手話通訳者の研修を通じて、登録手話通訳者連絡会との協働で守秘義務の徹底や手話技術の向上を図ります。また、点訳・点字・音訳等のボランティアサークルとの連携・協働により、コミュニケーション支援の充実を図ります。

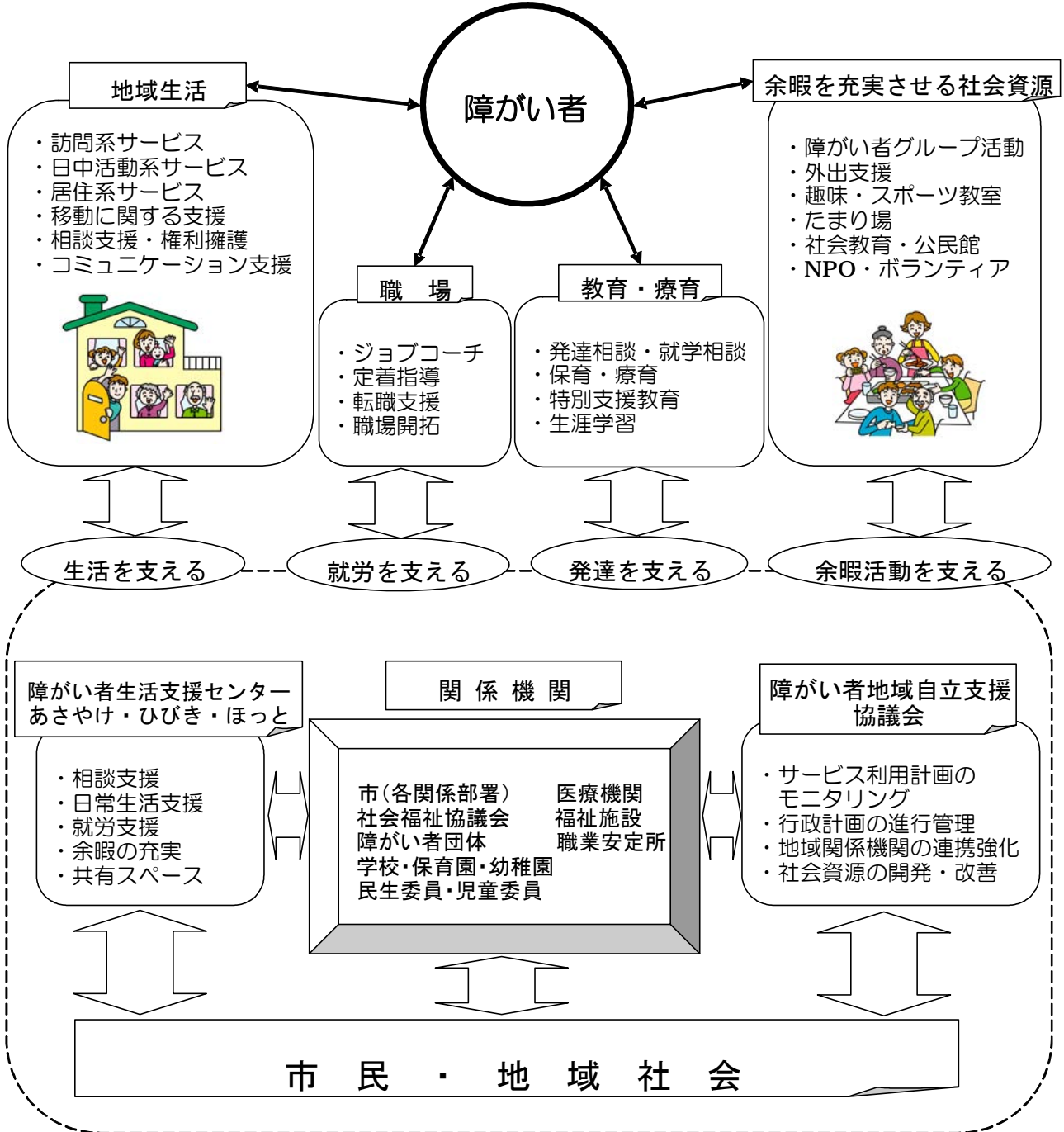
事業名	事業内容	方向性	推進機関
172 手話通訳者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者を派遣します。	継続	障害者福祉課
173 要約筆記者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、要約筆記者を派遣します。	継続	障害者福祉課
174 手話通訳登録者の質の向上	手話通訳登録者の技術向上や健康維持のための研修や健診を実施します。	拡充	障害者福祉課
175 講演会・講座等への手話通訳者・要約筆記者の配置の推進	市で実施する講演会や講座に手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がい者の社会参加を進めます。	拡充	障害者福祉課
176 点訳・音訳等の支援事業	ボランティアセンターやボランティアサークルと協働・連携して推進します。	継続	障害者福祉課

(3) 情報バリアフリー化の推進

情報のバリアフリー化を進めることで、障がい者の情報アクセスの利便性を高めるとともに、情報機器の給付やパソコンの講習会等を行う団体への支援を通じて、障がい者の生活充実や社会参加の推進を図ります。

事業名	事業内容	方向性	推進機関
177 ホームページのバリアフリー化	活字文書読み上げソフトへの対応や、色覚障がい者への配慮等、様々な障がいのある人にも利用しやすいよう、ホームページのバリアフリー化を推進します。市や行政機関のホームページだけでなく、市内の企業・団体等のホームページについても、指導・啓発を通じてバリアフリー化を進めます。	拡充	秘書広報課 障害者福祉課
178 福祉電話の貸与と通話料の補助・割引	身体障がい者に福祉電話を貸与します。また福祉電話や自己所有の電話の通話料を補助します。新規申請はできません。携帯電話については、各社に障がい者向けの割引制度があります。	維持	障害者福祉課
179 障がい者向けの情報機器の給付	日常生活用具として、ポータブルレコーダーや聴覚障がい者用通信機器等の情報機器を給付します。	継続	障害者福祉課
180 市役所窓口待合時の聴覚障がい者向け呼び出し装置の貸付	市役所の窓口等での待合時に、聴覚障がいのある人に呼び出し装置の貸付を市民課及び庁舎受付で行います。	継続	総務課 市民課
181 障がい者向けのパソコン講習会の開催	障がい者がそれぞれの障がいの状況に応じてパソコンを活用し、情報・コミュニケーション手段として利用できるように、使い方や活用方法を学ぶ講習会を開催する団体への支援を行います。	継続	障害者福祉課

障がい者を支える地域支援システム



第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、医療、保健、教育、労働、まちづくり等、様々な部門の協力が不可欠です。計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化していきます。

2 市民・関係団体との協働と当事者参加の推進

障がい者施策の推進のためには、行政、市民、障がい者団体、障がい福祉関係団体、民生委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、サービス提供事業者等が、地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って連携を強化して協働していくことが必要です。そのために、市民や障がい者、各種団体相互の交流・協力を促進していきます。また、障がい者の地域生活への移行が着実に進められるように、地域団体や市民が障がい者施策に積極的に参画できる体制を整えます。また、障がいのある人が自ら積極的に障がい者施策の推進に参加できるよう、必要な機会と支援を提供します。

3 進行管理と点検・評価

本計画を着実に推進するために、障がい者、障がい者団体、障がい福祉関係団体、一般市民等が参加する「小平市障がい者地域自立支援協議会（仮称）」を設置し、計画の進行管理と評価を行います。

4 小平市障がい者地域自立支援協議会（仮称）の設置

障がい者が、地域で安心して暮らしていくためには、望ましい生活の維持継続を阻害する様々な領域に残る複合的な生活課題に対して、福祉、医療、保健、保育、教育、労働、まちづくり等、様々な領域の人々が連携して、障がい者のニーズに応じて、あらゆる角度からの支援（チームアプローチ）を行うことにより、その課題解決を図っていくことが重要です。その広範なネットワーク形成をめざすために、その中心的な役割を担う機関として「小平市障がい者自立支援協議会（仮称）」を設置します。協議会は、相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び自立への課題が大きい事例等への対応に関すること、障がい者の地域での自立支援の方策を調査・研究すること、障がい者福祉計画や障害福祉計画の進捗状況を点検・評価すること、社会資源を開発することなどを所管事項とします。

5 福祉人材の育成

本計画に盛り込まれた様々な障がい者施策を着実に推進していくためには、福祉人材の確保が不可欠となります。小平市では、障がいのある方が安心してサービスを受けられるように、障がい者福祉に関する知識と技術を備えた人材の育成を進めていきます。手話通訳者やガイドヘルパー、ジョブコーチなど、専門性の高い人材の養成を図るとともに、市職員・福祉関係者・学校関係者・サービス提供事業者等、障がい者福祉に携わる様々な分野の担い手が必要な知識と技術を身につけることができるように、講座・研修等の機会の確保と参加の促進、正しい知識を身につけるための啓発活動等を進めていきます。

6 広域連携と国・都への要望

障がい者施策の推進していく過程では、基礎自治体である小平市だけでは解決できない様々な広域的・専門的な課題があります。それらの課題に対して、近隣各市と連携しながら、国や東京都の制度・施策の問題点に対して、積極的に改善要請や意見具申を行っていきます。